

令和 8 年村上市議会第 1 回定例会会議録（第 1 号）

○議事日程 第 1 号

令和 8 年 2 月 2 4 日（火曜日） 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会報第 1 号 定期監査結果報告について
- 第 5 議会報第 2 号 財政援助団体監査結果報告について
- 第 6 報第 1 号 専決処分の報告について
- 第 7
 - 議第 1 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 議第 2 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 議第 3 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 議第 4 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 議第 5 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議第 6 号 村上市教育委員会委員の任命について
- 第 9
 - 議第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 0 令和 8 年度村上市施政方針
- 第 1 1
 - 議第 1 0 号 令和 8 年度村上市一般会計予算
 - 議第 1 1 号 令和 8 年度村上市土地取得特別会計予算
 - 議第 1 2 号 令和 8 年度村上市国民健康保険特別会計予算
 - 議第 1 3 号 令和 8 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議第 1 4 号 令和 8 年度村上市介護保険特別会計予算
 - 議第 1 5 号 令和 8 年度村上市上水道事業会計予算
 - 議第 1 6 号 令和 8 年度村上市簡易水道事業会計予算
 - 議第 1 7 号 令和 8 年度村上市下水道事業会計予算
- 第 1 2
 - 議第 1 8 号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
 - 議第 1 9 号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
 - 議第 2 0 号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定について
 - 議第 2 1 号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
 - 議第 2 2 号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について

- 議第 2 3 号 村上市文化財保存活用地域計画協議会条例制定について
- 第 1 3 議第 2 4 号 村上市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定について
- 議第 2 5 号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する
条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の
公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 6 号 村上市選挙公報発行条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 7 号 村上市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 4 議第 2 8 号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制
定について
- 議第 2 9 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 議第 3 0 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 1 号 村上市職員等の旅費に関する条例制定について
- 第 1 5 議第 3 2 号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 3 号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 4 号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 5 号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負変更契約の
締結について
- 議第 3 6 号 市有財産の譲与について
- 第 1 6 議第 3 7 号 村上市と栗島浦村との間の戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止
について
- 議第 3 8 号 村上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定に
ついて
- 議第 3 9 号 村上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定につい
て
- 議第 4 0 号 村上市乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例制定について
- 第 1 7 議第 4 1 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 2 号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 3 号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心
の絆を深める自殺対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 4 号 村上市児童館条例を廃止する条例制定について
- 議第 4 5 号 生きがいデイサービスセンター山北ほたるの家条例を廃止する条例制定につ
いて

- 第 18 議第 46 号 市道路線の認定について
 議第 47 号 神林有機資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定について
 議第 48 号 村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
 議第 49 号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
 議第 50 号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 19 議第 51 号 村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制定について
 議第 52 号 朝日有機センター条例を廃止する条例制定について
 議第 53 号 道の駅「朝日」（地域振興施設）電気設備工事の工事請負契約の締結について
 議第 54 号 道の駅「朝日」（地域振興施設）機械設備工事の工事請負契約の締結について
- 第 20 議第 55 号 令和 7 年度村上市一般会計補正予算（第 16 号）
- 第 21 議第 56 号 令和 7 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 22 議第 57 号 令和 7 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
 議第 58 号 令和 7 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 議第 59 号 令和 7 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 23 議第 60 号 令和 7 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 3 号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20 名）

1 番	魚	野	ル	ミ	君	2 番	佐	藤	憲	昭	君	
3 番	野	村	美	佐	子	君	4 番	富	樫	光	七	君
5 番	上	村	正	朗	君	6 番	菅	井	晋	一	君	
7 番	富	樫	雅	男	君	8 番	高	田		晃	君	
9 番	小	杉	武	仁	君	1 0 番	河	村	幸	雄	君	
1 1 番	渡	辺		昌	君	1 2 番	尾	形	修	平	君	
1 3 番	鈴	木	一	之	君	1 4 番	鈴	木	い	せ	子	君
1 5 番	川	村	敏	晴	君	1 6 番	姫	路		敏	君	
1 7 番	長	谷	川	孝	君	1 8 番	大	滝	国	吉	君	
1 9 番	山	田		勉	君	2 0 番	三	田	敏	秋	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋	邦 芳	君
副 市 長	大 滝	敏 文	君
教 育 長	遠 藤	友 春	君
政 策 監	須 賀	光 利	君
総 務 課 長	長 谷 部	俊 一	君
財 政 課 長	榎 本	治 生	君
企画戦略課長	山 田	美 和 子	君
税 務 課 長	永 田		満 君
市 民 課 長	小 川	一 幸	君
環 境 課 長	大 滝	誓 生	君
保健医療課長	押 切	和 美	君
介護高齢課長	土 田		孝 君
福 祉 課 長	太 田	秀 哉	君
こ ども 課 長	高 橋		朗 君
農 林 水 産 課 長	小 川	良	和 君
地 域 経 済 長	富 樫		充 君
振 興 課 長	山 田	昌 実	君
観 光 課 長	須 貝	民 雄	君
建 設 課 長	忠	康 博	君
都市計画課参事	稲 垣	秀 和	君
上 下 水 道 課 長	大 滝		豊 君
会 計 管 理 者	高 橋	雄 大	君
農 業 委 員 会 長	事 務 局		
代表監査委員	穴 戸	由 喜 夫	君
選 管 ・ 監 査 長	前 川	龍 也	君
事 務 局			
消 防 長	瀬 賀		誠 君
学 校 教 育 課 長	小 川	智 也	君
生 涯 学 習 課 長	平 山	祐 子	君
荒 川 支 所 長	阿 部	正 昭	君

神 林 支 所 長	志	田	淳	一	君
朝 日 支 所 長	五	十	嵐	忠	幸
山 北 支 所 長	大	滝	き	く	み

○事務局職員出席者

事 務 局 長	内	山	治	夫
事 務 局 次 長	鈴	木		渉
書	河	内	真	人

午前１０時００分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和８年第１回定例会を開会いたします。

本日の会議は、配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、３番、野村美佐子さん、１７番、長谷川孝君を指名いたします。御了承を願います。

日程第２ 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

去る２月１７日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいた結果、今定例会の会期は配付の会期及び日程（案）のとおり、本日から２８日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から３月２３日までの２８日間と決定をいたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第３、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、本市出身の平野歩夢選手のミラノコルティナ２０２６冬季オリンピックへの出場について御報告を申し上げます。今月２月４日に開会いたしました大会の競技日程１０日目、２月１４日の日本時間午前３時３０分、男子スノーボード・ハーフパイプ決勝が行われ、本市出身の平野歩夢選手が出場をいたしました。私も村上市教育情報センターのパブリックビューイング会場において、詰めかけた大勢の市民の皆様と共に中継を見ながら応援し、固唾をのんで見守っていたところであります。今大会は、最高難度と言われるトリプルコーク１４４０などの大技を多くの選手が決めるなど、史上最高と言われるレベルの高い戦いが繰り広げられる中、平野選手も新技ダブルコーク１６２０を繰り出すなど、最後まで結果が読めない激戦であったと感じております。平野選手は、本年１月１７日にスイ

スで行われたワールドカップで転倒し、複数箇所を骨折する大けがを負い、ベストとは程遠い体の状態の中で挑んだ2回目のランでは、高難度のルーティーンを見事にフルメイクして見せてくれました。競技を終えて結果は7位とメダル獲得には届きませんでしたが、見事入賞を果たし、改めて平野選手の努力と精神力、そして彼の決意に深い感動と心からの敬意を表したいと思う次第であります。他方、滑走後の平野選手のインタビューで「生きるか死ぬかの戦いという気持ちで滑った」と答えていました。御家族やスタッフ、関係者の皆様にとりましても、このたびの大会は大きなリスクを抱えての出場であったことから、非常に心配であったことと思います。無事に競技を終えられた瞬間は、本当に安堵したこととされているところでもあります。競技を終えた平野選手には、まずは日本チームの支柱としてお疲れさまとお伝えしたい、その上で、しっかりとけがを治していただき、元気な姿でまたすばらしいランを私たちに見せてほしいと願っているところでもあります。全力で挑んだ平野選手には、市民を代表し、感動をありがとうと心からの感謝をお伝えしたいと思っていますところでもあります。

次に、大雨などによる災害復旧状況につきまして御報告いたします。令和4年8月3日からの大雨災害による本年2月末現在での復旧工事の状況につきましては、道路・河川等の公共土木施設で94.6%、上下水道施設では水道施設並びに下水道施設でそれぞれ100%、農地・農業用施設では100%、林業施設では99.4%となっております。全体といたしましては99.2%の進捗となっており、工事につきましては残り僅かとなっているところでもあります。

続きまして、令和6年9月20日から大雨による本年2月末現在での復旧工事の状況につきましては、道路・河川等の公共土木施設で97.9%、農地・農業用施設では97.2%、林業施設では93.2%となっており、全体といたしましては96.5%の進捗となっております。これにつきましても同様に、残る工事は僅かとなっており、引き続き確実に工事を進めてまいります。

続きまして、昨年8月から9月に発生した大雨被害による本年2月末現在での復旧工事の状況につきましては、道路・河川等の公共土木施設で88.6%、農地・農業用施設では60.4%、林業施設では76.7%となっており、下水道施設では、被災1件、未完了でゼロ%となっております。全体といたしましては、69.8%の進捗となっております。ようやく約7割の工事を終えることとなりますが、引き続き、一日でも早く速やかな復旧に向けて取組を進めてまいります。

次に、財政健全化集中取組期間における取組状況につきまして御報告申し上げます。本市は、令和6年度から令和8年度までの3年間で財政健全化集中取組期間と位置づけ、多方面からの歳入・歳出の見直しによる収支バランスの均衡化に取り組んでいるところでもあります。これまでの事業レビューにより26事業の見直しを行い、既に取り組んでいるネーミングライツの導入、Jクレジット販売、ふるさと納税の推進、一般封筒や下水道マンホール蓋への有料広告掲載などを含め、令和7年度には8,954万円の経費の縮減を見込んでいるところでもあります。令和6年度と合わせますと約3.5億円の改善効果を見込んでいるところでもあります。また、令和8年度においては、公共施設の

開館日、開館時間及び使用料等の見直しによる改善効果が現れることが見込まれています。このほかの取組といたしましては、官公庁オークションを活用した不要物品の販売、庁舎等空きスペースの活用といった歳入確保に関する事業と施設等のLED化や除雪作業の効率化といった歳出抑制事業の実施を通じて財政健全化の取組をさらに推し進めることができるものと考えているところであり、引き続き、業務効率を高める取組や省力化、経費の縮減などを目指しつつ、市民への影響などを考慮し、効果と影響のバランスを保ちながら、時代に即した取組となるよう、財政健全化の取組を進めてまいります。

次に、北前船伝統的工芸品ネットワークの設立につきまして御報告申し上げます。本会は、日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間（北前船寄港地・船主集落）」の認定を受けた自治体のうち、国の伝統的工芸品を有する自治体が連携・協働することにより、それぞれが持つ工芸品の価値を高め、産地の魅力を生かすことで伝統的工芸品のさらなる振興を図ることを目的に、このたび、本市を含め14の自治体でネットワークを設立したところであります。本市におきましても、村上木彫堆朱、羽越しな布と2つの伝統的工芸品を有しているところでありまして、今後、連携する自治体及び関係団体と共に、国内はもとより海外に向けて日本の誇る伝統的工芸品のすばらしさを発信し、その振興が図られるよう取組を進めることといたしております。

次に、ミラノデザインウィーク2026への出展につきまして御報告をいたします。先ほどただいま御報告いたしました北前船伝統的工芸品ネットワークの構成自治体のうち、本市及び山形県酒田市、鶴岡市、石川県加賀市の4市の共催で、イタリア、ミラノで開催されるミラノデザインウィーク2026に、本市からは村上木彫堆朱、羽越しな布を出展することとして計画をいたしているところであります。ミラノデザインウィークは、イタリア、ミラノで毎年開催される世界最大級のインテリアや家具の祭典であり、ミラノサローネ国際家具見本市の本会場のほか、フォーリーサローネという市内各所の会場でもインテリアや家具が展示されるといった非常に権威ある祭典であります。本年は4月21日から26日までの期間で開催されるわけですが、毎年多くの観光客やバイヤー、関係者が訪れる世界的な催しとなっているところであります。本市を含めて共催する4市は、一般社団法人北前船交流拡大機構と連携し、各市の伝統的工芸品を展示・販売する予定といたしているところであります。出展に向けて本市が共催自治体の事務局となり、共催4市においてミラノデザインウィーク2026出展実行委員会を立ち上げるとともに、出展に向けた調整をスタートさせたところであります。本市の村上木彫堆朱並びに羽越しな布は、世界に誇る日本の伝統的工芸品であり、こうした絶好の機会を通じ、世界の人々に日本の誇る伝統的工芸品のすばらしさや、それを生み出す風土や人々の暮らし、食などの文化も御紹介しながら本市の魅力を伝えてまいりたいと考えているところでありまして、今定例会に関係予算を御提案申し上げているところであります。

次に、令和7年第4回定例会で御報告を申し上げた以後の各報告事項につきましては配付資料のとおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物火災が計2件の発生となっております。

ます。

寄附の申出につきましては配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和7年11月から令和8年1月までの間に8,443件、2億568万7,000円の申込みをお受けすることができました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4　議会報第1号　定期監査結果報告について

○議長（三田敏秋君）　日程第4、議会報第1号　定期監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君）　それでは、監査委員のほうに若干質問させていただきたいと思います。

ページでいうと5ページになりますけれども、2点ありまして、1点目がこども課の中段、滞納繰越分収納率は保育園入園者負担金が3.55%、学童保育利用料が52.55%であるということで、半分以上は滞納繰越しになっているのかなというふうに受け止めましたけれども、この辺につきまして監査委員としてのコメントをいただければというふうに思います。

○議長（三田敏秋君）　監査委員。

○代表監査委員（宍戸由喜夫君）　5ページのこども課のところですね。負担金が99.12%、滞納繰越金の3.55%のところですね。

〔「その後ろの52.55%が気になったものですから」と呼ぶ者あり〕

○代表監査委員（宍戸由喜夫君）　これの中身をいろいろお伺いしたところ、御家庭の収入状況だとかというところでなかなか納付が困難だというような話をお伺いしております。

○議長（三田敏秋君）　尾形修平君。

○12番（尾形修平君）　そうすると、なかなかこの先も収納するのが難しいような状況であるというふうに今監査委員のほうからの答弁でお聞きしたと思います。

さらに、その下の都市計画課なのですけれども、これにつきましても、収納率については現年度が93.83%、滞納繰越分が7.13%と。ここで記載してあります「悪質滞納者に対する滞納整理に進展がなく、住宅の明渡しを前提とした対応が必要である。滞納整理事務処理要領に沿った事務処理を進め、毅然とした態度で滞納整理にあたっていただきたい」ということだと、昨年度来から改善されていないというような監査委員の見立てかなというふうに思いますけれども、ここで言われ

ている悪質滞納者と、非常に厳しいお言葉で表現されていると思うのですが、その辺に関して監査委員からコメントをいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（穴戸由喜夫君） この滞納の内容を細かくお伺いしましたところ、家賃の未納月数が本当に1年、2年の話ではなくて、相当な金額になっていると。担当課のほうから御本人に連絡を取ろうとして、なかなか会えないそうなのですが、手紙をお渡ししても連絡がないとかということで、御本人からその解決について協力が得られない状況だったという話をお伺いしています。何とか打つ手はないのかということで、都市計画課の家賃だけの話でなく、こういう状況ですと、いわゆる水道料金だとかいうところにも未納があるのではないかとということで、課ごとの話ではなくて、各課横断的に連絡を取って、協力をしながらその未納の整理について努力をしていただきたいというふうなことをお願いいたしました。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 細かい話をお聞きして申し訳ないのですが、市内に公営住宅あちこちあるのですが、今言われたものに関してはどちらの住宅になりますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（穴戸由喜夫君） ちょっと今手元にないのですが、近いうちに建て替えをする住宅にお住まいだというふうにしてお伺いしております。

○議長（三田敏秋君） よろしいですね。

○12番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議会報第2号 財政援助団体監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 報第1号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、報第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○議長（三田敏秋君） ただいま上程をいただきました報第1号につきまして、御報告を申し上げます。

報第1号は、50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしたものであります。本件は、本年、令和8年1月1日、北新保地内のお幕場森林公園内の松の木が降雪により折れて落下し、特別養護老人ホームさつき園のフェンスを破損させたものであります。本件は、市有地内の松の倒木に起因するものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、フェンスの修繕費として12万8,700円を賠償するものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第7 議第1号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第2号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第3号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第4号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第5号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第1号から議第5号までの5議案は、いずれも村上市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第1号から議第5号までの5議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この5議案につきましては、いずれも令和8年5月19日で任期満了となります村上市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意を求めるものであります。

委員は5人で、各地域からそれぞれ1人選任することとしており、議第1号では村上地域から村山誠氏を、議第2号では荒川地域から川崎光一氏を、議第3号では神林地域から八藤後茂樹氏を、議第4号では朝日地域から吉村和昭氏を、議第5号では山北地域から斎藤誠氏をそれぞれ適任と考え再任するものであります。

なお、5人の方の略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

以上、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いしないで直ちにボタン式投票により採決をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いしないでボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第1号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第2号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第3号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第4号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第4号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

最後に、議第5号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第5号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第8 議第6号 村上市教育委員会委員の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第6号 村上市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第6号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、村上市教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意を求めるものであります。

本年、令和8年5月20日をもって任期満了となります村上市教育委員会委員である板垣英樹氏の後任として、新たに能登谷愛貴氏について適任と考え、教育委員会委員として任命しようとするものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては4年間となっております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いしないで直ちに無記名投票により採決をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いしないで無記名投票により採決をいたします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は、議長を除き19名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特に御注意を願います。

それでは、点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、3番、野村美佐子さん、17番、長谷川孝君を指名いたします。

両人の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告します。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成19票、反対ゼロ票、以上のとおりであります。

よって、議第6号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第9 議第7号 専決処分の承認を求めることについて

議第8号 専決処分の承認を求めることについて

議第9号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第7号から議第9号までの3議案は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第7号から議第9号までの3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この3議案は、いずれも令和7年度村上市一般会計補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会の御承認を求めるものであります。

初めに、議第7号は、令和7年度村上市一般会計補正予算（第13号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市独自で取り組む各種支援事業経費を追加したものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億9,340万円を追加し、予算の規模を445億3,790万円とするとともに、繰越明許費の補正を行いました。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5億4,630万円を、第20款繰越金で前年度繰越金4,710万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、物価高騰対応重点支援事業経費として各種支援事業を計上いたしました。第2款総務費でタクシー事業者に対しての緊急支援金106万4,000円を、第3款民生費ではフードバンクへの活動支援補助金300万円を、障害福祉サービス事業者に対する支援として福祉施設物価高騰対策緊急支援金272万5,000円を、介護事業者に対する支援として介護施設物価高騰対策緊急支援金470万円を、第4款衛生費では病院に対する支援として病院物価高騰対策緊急支援金1,540万円をそれぞれ追加をいたしました。第6款農林水産業費では、飼料用米や米粉用米を作付している農家に対し10アール当たり7,000円を支給する経費として稲作経営緊急支援事業補助金690万円を、畑作農家に対し10アール当たり2,000円を支給する経費として畑作経営緊急支援事業補助金574万円を、畜産農家に対する支援として飼料等価格高騰対策緊急支援金1,012万2,000円を、第7款商工費では市民1人当たり1万円分の商品券を配布するくらし応援商品券事業に係る経費5億4,374万9,000円をそれぞれ追加をいたしました。

第2条、繰越明許費は、くらし応援商品券事業に係る物価高騰対応重点支援事業経費を翌年度に繰り越して使用することができる経費として計上いたしたところであります。

次に、議第8号は、令和7年度村上市一般会計補正予算（第14号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費を計上したものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,200万円を追加し、予算の規模を445億7,990万円といたしました。

歳入におきましては、第16款県支出金で衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務委託金などで4,110万5,000円を、第20款繰越金で前年度繰越金89万5,000円をそれぞれ追加をいたし

ました。

歳出におきましては、第2款総務費で衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査経費4,200万円を追加をいたしました。

次に、議第9号は、令和7年度村上市一般会計補正予算（第15号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、除排雪経費の不足分が見込まれることから、修繕料及び除排雪委託料を追加したものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,000万円を追加し、予算の規模を448億8,990万円といたしました。

歳入におきましては、第11款地方交付税で特別交付税1億円を、第20款繰越金で前年度繰越金2億1,000万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第8款土木費で除雪対策経費3億1,000万円を追加をいたしました。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 御苦労さまでございます。それでは、議第7号の部分なのですが、この事業は、先般物価高騰の対策の概要というのを見させていただくと、事業費で6億2,360万円とございます。これは今回は、生活の困窮者世帯の灯油の助成事業3,020万はこれ先にやったので、これを抜けたということよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） はい、そのとおりでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） それと、もう一つは商品券の配布なのですが、令和8年の2月1日現在の人口が5万2,130人でございます。それで、外国人が542名おりますが、外国人にも同じように商品券の配布をやるという考え方でよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（富樫 充君） お答えいたします。

令和8年1月1日現在の住民基本台帳上に登録されている住民に対して配布するということで今予定しております。それによって今配布、人口の配布枚数ですか、セット数を計算しております。

○議長（三田敏秋君） それは、外国人も入っているのか、入っていないのか……

○16番（姫路 敏君） だから、私の問いに教えてください。

○議長（三田敏秋君） いま一度。

○地域経済振興課長（富樫 充君） その分については、含めて今配布をする予定としております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） それともう一つ、市内の4病院への1,540万円の支援なのですけれども、こ

の部分で言えるのは令和３年度と令和６年度との比較でそれを支給するということですが、この令和３年度と６年度というそれを設けたのは何か理由あるのですか。例えば令和２年度では駄目だったのか。令和元年度では駄目だったのか。この令和３年度と６年度の比較というのを出示してきた根拠は何ですか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 昨年度も同様のスキームで行ったのですけれども、物価高騰する一番最後の年度といえますか、それが令和３年度ということで考えておりますので、その３年度と６年度の差額の３分の１というところで計算いたしました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第７号について討論を行います。討論はございませんか。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 議第７号の専決処分に係る補正予算に反対する討論をいたします。

最初に申し上げておきますが、ここで専決された補正予算を私一個人の議員が反対したところで、これがどうなるわけではございません。また、何らかの形で専決処分案を議会が否決したところでも執行を取り消されるわけでもございません。ただ、議案に対して疑義がある場合、議員の裁量の中で、私個人的な意見も含めて、個人の意見ですが、申し添えておくことも必要であると判断して、反対討論を行います。

この補正予算は、国民が物価高騰に苦しむ中、少しでも有効策を投じようと、国が各自治体に交付金を与え、自治体ごとの裁量の中で物価高騰対策事業を進めるための予算でございます。村上市には交付金として総額で７億9,416万4,000円が充当されることになっております。今回補正に出されたのは、さきに実施された生活困窮者世帯灯油購入費助成事業3,020万円を除く９事業でございます。今回の補正では、交付金充当は５億4,630万円であり、事業ベースでは５億9,340万円となっております。そのうち、商工費のくらし応援商品券発行事業が５億4,374万9,000円であり、交付金充当額が５億円とされております。これは、物価高騰対策の交付金約８億円のうち62％を占めているところになります。この事業は、承知のとおり、1,000円の券が10枚つづりで１万円分の商品券を全市民に配布する取組であります。私が思うには、これは税金のばらまきでしかございません。しかし、このようなばらまき対策は、近隣の市町村を含め多くの自治体で行われているのが現状です。しかも、金額と時期で競い合いながらもやっております。なぜそうなるのか。答えは簡単です。多くのマスコミで全国のお米券や商品券の報道を行うものですから、市民もそれに期待してしまっております。商品券のばらまきをしないと、かやの外に置かれてしまう自治体になってしまいます。

そんな各自治体の首長は、商品券を配布しなければ市民ニーズに応えられないという妄想に取りつかれてしまっているのです。妄想は、他の市町村に負けては困る、時期も遅くなつては困ると助長してきます。議会までもがこの妄想に取りつかれてしまって誤った判断をしているのではないのでしょうか。

そこで、物価高騰の要因を十分に理解する必要があります。家計の総消費支出に占める食費の割合をエンゲル係数といいます。新潟県のエンゲル係数は29.78%となっており、全国では8番目に高くなっており、食費が家計を圧迫していることがうかがえます。物価高は基本的に需要と供給の関係で決まりますが、昨今の物価高は供給側のコスト増加によるものとされております。総務省の家計調査報告書2025年3月によると、2人以上世帯の消費支出額は、2023年3月で31万2,758円、2年後の2025年3月では33万9,232円と、2年間で何と2万6,474円も増加しております。特に水道光熱費は前年度に比べて7.2%と大きく増加しております。つまり家計を圧迫している要因となっているものは食費と水道光熱費であることがここで証明されております。このようなことから、物価高騰対策を自治体で行うとするならば、食料費に係る補助や水道光熱費に係る補助が有効な手段であると考えられます。中でも学校給食の無償化などは、若い世帯の家計を助ける意味でも有効であります。これは、令和8年度の予算には十分反映されて出てきておりますが、また水道料の減額等は光熱水道費の減額にもなり、家計上も有効な手段と考えられます。このようなことから、私は商品券をばらまく手法は物価高騰対策にはつながらないと思います。

あぶく銭とは申しませんが、人は、楽しんで手に入れたお金は嗜好品やぜいたく品、あるいはギャンブルに使う傾向にあるとされております。例えば父ちゃんが商品券もらったから飲みに行くぞとか、娘が買ったかったネックレスに購入の足しになるわとか、じいさんがこの商品券パチンコ屋でも使えないかなとかなど、全く物価高騰対策と別次元の消費行動で使われる可能性があるし、むしろそちらで使われるほうが大きいかもしれません。これでは本末転倒であります。市長にはその辺のことをしっかりと考えていただき、ほかの市町村が行っているからいいだろう、負けてはいられない、早くやろうではなく、市民の生活実態をしっかりと読み解いて、どのような手法が物価高騰対策に有効なのかをいま一度考えていただきたい。

村上市は、本年の6月から上下水道料金がアップします。上水道料金14.4%アップ、下水道料金34%アップが6月から始まります。上下水道会計を合わせて令和8年度に予算ベースでは2億9,307万円の増収が上下水道会計では見込まれております。すなわち、村上市民1世帯当たり1万3,345円が上水道関係で負担されるということになるのです。上水道、下水道料金は、会計の中で、市民生活においてさらなる負担として追い打ちをかける結果となってしまいます。本来であれば、このような上下水道料金の補助とかそういうことに使うのが物価高騰対策であるとは私は思っております。

商品券ばらまいてもどうなのだろう。ただでもらえる1万円の商品券がどう動くのだろう。確か

に経済的には回るかもしれませんが、物価対策としての本来の筋とは違うところに行ってしまうのではないかと再度私は思っております。このようなことから、今回の、もう専決で決まって動いてはおりますけれども、予算には反対していきます。今後は、そのような使い方を少しでも市長に改めていただいて、ほかの自治体がやっているから我が村上市もやるではなくて、もう少し市民生活の根底を見ていただいて、有効な手段で交付税を利用していただきたいなど、このような趣旨で反対討論を行いました。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

それでは、最初に議第7号について採決を行います。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第7号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第8号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第8号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第8号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第9号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第9号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第9号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次は令和8年度の村上市施政方針となりますので、11時10分まで休憩といたします。

午前１０時５４分 休 憩

午前１１時１０分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第１０ 令和８年度村上市施政方針

○議長（三田敏秋君） 日程第10、令和８年度村上市施政方針について、市長の発言を許します。
市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 令和８年村上市議会第１回定例会の開催に当たり、新年度の市政運営における私の所信を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解、御協力を賜りたくお願い申し上げます。

初めに、昨年12月、「村上祭の屋台行事」がユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」に追加登録されました。今日まで大切に継承してきた先人たちの思いや、これまでの取組が世界的に認知されたあかしであり、大変名誉であるとともに、この上ない喜びであります。また、「2025年日本国際博覧会」の開催は世界中から注目を集め、塩引き鮭おにぎりをはじめとする本市の食材を世界へ発信する貴重な機会となりました。

他方、「鮭のまち村上」を掲げる本市において、昨秋もサケの遡上数が前年よりもさらに減少しており、これまで以上に強い危機感を抱いております。在来種の保護に加え、食料安全保障の観点から資源保護の必要性が高まる中、改めて養殖事業に取り組むこととしたところでありますが、シロザケについては現時点で養殖技術が確立されていないことから、関係機関と連携し、養殖技術の開発に着手したところであります。

本年度は、「第３次村上市総合計画」の最終年度を迎えます。様々な取組が着実に成果を上げていると実感しておりますが、これまでの取組を十分に検証し、新たな総合計画の策定へと確実につなげてまいりたいと考えております。

さらに、昨年10月には憲政史上初めてとなる女性の内閣総理大臣、高市政権が発足し、令和７年６月に閣議決定した「地方創生2.0」を踏まえた上で、「経済あつての財政」という基本的な考えの下、国民生活を支える物価対策のための大型補正予算を成立させ、令和８年度当初予算においても過去最大となる122兆3,000億円を超える予算（案）を閣議決定しました。高市政権の「責任ある積極財政」による政策運営の姿勢は、本市の地域経済の活性化と市民生活の向上に大きな期待を抱かせるものであります。国と地方が連携し、この新しい変革の波を捉え、市民の皆様の日常生活がより豊かになるよう、本市といたしましても積極的に取り組んでまいります。

加えて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、小中学校や保育園などの給食費無

償化を継続し、保護者の負担軽減を図るほか、加工用米などの生産農家への経営支援や中小企業などへのエネルギー価格高騰に対する支援により、農家や事業者の負担軽減と事業継続を図ってまいります。あわせて、市民の医療・福祉に係る負担を軽減するため、国民健康保険税の減免並びに「村上市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、介護保険料の減額改定を実施してまいります。

また、人口減少や少子高齢化は加速度的に進行しております。労働力の確保や地域医療体制の維持、公共交通の持続、教育環境の整備など、多くの課題に対し、「地方創生2.0」の理念に基づき、持続可能な成長を自らつくり出す仕組みを強化し、国や県の動向にも機敏に対応しながら次世代に誇れるまち、持続するまちを築いてまいります。

それでは、本年度の予算規模でございますが、一般会計総額410億7,000万円で、昨年度を15億1,000万円上回る予算となっております。主要財源は市税で65億5,000万円、地方交付税で146億7,000万円、国県支出金で76億1,000万円、市債で44億5,000万円を見積もりました。

歳出予算につきましては、昨年度からの継続事業である道の駅朝日拡充事業や村上駅周辺まちづくり事業、市道下相川日下4号線などの道路改良事業を計上したほか、市営中川原住宅建替え事業や瀬波温泉地域活性化施設整備事業、学校統合に伴う小中学校施設整備事業などを計上いたしました。

また、子育て世代の負担軽減を図るため、小中学校給食費と保育園などの給食費の無償化を継続して実施するほか、地域医療を維持するため、厚生連村上総合病院に対する各種支援事業を拡充する経費を計上いたしました。

続きまして、各分野の取組につきまして、第3次村上市総合計画の基本目標に合わせて順に御説明申し上げます。

それでは、基本目標1「子育てと健康のまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」についてであります。新たな取組といたしまして、5歳児健康診査を実施し、子供の特性を早期に発見することで、特性に応じた適切な支援を行ってまいります。また、生活習慣や育児に関する支援を充実し、幼児の健康保持・増進を図ってまいります。さらに、国民健康保険税について、減免対象を未就学児から18歳以下に拡大し、均等割額を全額免除することで、子育て世代への経済的負担の軽減を図るとともに、世帯平等割額について全世帯を対象に半額免除することで、国民健康保険加入世帯の負担軽減に努めてまいります。

安心して妊娠・出産することができるよう、引き続き妊産婦健診や分娩時の交通費・宿泊費を支援してまいります。また、産後ケア事業の充実や小児科・産婦人科の医師などによるオンライン相談、妊娠期から保健師や助産師などによる切れ目のない支援を行い、育児不安の軽減に努めてまい

ります。

保育環境の整備・改善につきましては、昨年度から実施しております保育園などの給食費無償化を本年度も継続してまいります。「第3次村上市保育園等施設整備計画」に基づく村上地域の3保育園を対象とした統合保育園の整備につきましては、当初予定しておりました事業者との協定を解除したことから、改めて民間事業者の選定を進め、整備・運営に取り組んでまいります。あわせて、引き続き次期計画の策定に取り組み、保育環境のさらなる充実を図ってまいります。

子育て支援拠点施設につきましては、昨年度、屋内遊び場の空調設備を整備し、快適に遊べる環境が整ったところであります。引き続き駐車場などの外構整備を進め、拠点施設のさらなる充実を図ってまいります。

乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」では、月ごとの利用枠内で就労要件を問わず柔軟に利用できる制度として実施し、子供の成長を支援するとともに、良質な成育環境の整備と子育て家庭への支援充実を図ってまいります。

「心と体の健康を守り、元気に暮らし続けられるまちづくり」につきましては、「第3次健康むらかみ21計画・食育推進計画」に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、健康づくりと食育の推進に取り組んでまいります。

人生100年時代を迎え、後期高齢者医療制度加入者に対する人間ドックの助成額を国民健康保険加入者と同額に引き上げ、早期発見や重症化予防を通じて健康の維持・増進を図ってまいります。また、介護保険の主な認定理由の一つである骨折の基礎疾患となる骨量の低下を早期に発見し、骨粗鬆症を予防するため、40歳から70歳までの女性を対象に5歳刻みで骨粗鬆症検診を実施してまいります。

地域医療につきましては、現在新潟県で進めている「地域医療構想」の議論を加速化させ、将来にわたって持続する地域医療の姿を明らかにしてまいります。その上で、足元の地域医療を維持するため、不採算地域の医療を担う厚生連村上総合病院や、在宅医療を支える村上市岩船郡医師会の訪問看護の運営に対し財政支援を行うとともに、平日夜間の急患診療体制を厚生連村上総合病院へ移行し、利便性と医療提供の一貫性を高めてまいります。

さらに、公的病院への支援拡充や周産期・小児医療の提供体制の確保については、国や県に対して引き続き強く要請するとともに、安心して子供を産み育て、この地域で暮らし続けることができる医療・支援体制の整備に努めてまいります。

加えて、高齢化に伴う疾病構造の変化や人口減少を踏まえ、持続可能な地域医療の構築は喫緊の課題であります。速やかに国・県・医療機関と連携し、下越医療圏における地域医療構想の実現に向けて取り組んでまいります。

「高齢者がいきいきと暮らし続けられるまちづくり」につきましては、地域福祉の根幹である地域包括ケアシステムの深化と推進を図るため、介護事業所や新潟リハビリテーション大学、総合型

地域スポーツクラブなどと連携し、高齢者のセルフケア能力の向上やフレイル予防に取り組んでまいります。

あわせて、介護人材の定着と介護サービス事業所の運営基盤強化に向け、職場環境の整備や事業所への支援を通じて、人材確保に努めてまいります。また、「村上市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、本年度の第1号被保険者保険料を減額改定するとともに、次期計画の策定を進め、将来にわたり安定的に介護サービスが提供されるよう努めてまいります。

さらに、認知症対策として「新しい認知症観」の普及啓発を引き続き推進するとともに、認知症の方や御家族の声を踏まえた「認知症施策推進計画」を策定してまいります。認知症などにより判断能力が低下した方の権利擁護が重要になりますので、相談支援体制を一層強化してまいります。

「障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくり」につきましては、障害者就労支援として、障害者雇用推進企業ネットワーク「すずな」を通じて、企業・福祉・教育・医療など関係団体が情報交換できる場を創出し、障害者雇用への理解を深めるとともに、求人とのマッチングや職場での定着支援を一層強化してまいります。

在宅福祉の充実を図るため、障害者向けエアコン設置費補助金を拡充し、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている市民税非課税世帯を新たに支援対象に加えるなど、在宅で安心して暮らせる環境整備に努めてまいります。

また、現行の計画期間の満了に伴い、「第8期村上市障がい福祉計画」及び「第4期村上市障がい児福祉計画」の策定を進め、支援の質の向上と実効性のある施策の展開を図ってまいります。

「地域で支え合い、誰一人取り残さないまちづくり」につきましては、市民生活に寄り添った相談支援体制の一層の充実に努めるとともに、地域社会での孤立や孤独の解消に向け、複数の機関やサービスが連携して支援を行う「重層的支援体制整備事業」を引き続き進めてまいります。

また、昨年度実施した「地域福祉に関する市民意識調査」による新たな課題や住民ニーズを踏まえ、「村上市第3期福祉計画」を策定し、地域福祉の向上と推進を図ってまいります。

こども家庭センターにおいては、妊娠期から子育て期に至るまで、切れ目のない支援を行うため、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を構築し、支援を必要とする家庭に対して状況に応じたきめ細やかな支援を行ってまいりました。今後も地域のニーズと人材などの地域資源を的確に把握するとともに、子供と家庭に寄り添った相談支援体制の充実を図ってまいります。

続きまして、基本目標2「豊かで安心なまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」についてであります。近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、地域における共助の重要性は一層高まっております。本市といたしましても、自主防災組織の機能強化や防災士の育成支援に取り組むとともに、避難に支援を必要とする高齢者や障害者を対象とした個別避難計画の策定を推進してまいります。

内水や高潮による災害時に円滑かつ迅速な避難を確保するため、ハザードマップの作成・配布を行うとともに、昨年9月から気象防災アドバイザーを防災企画官として配置し、早期の気象予測や分析を行っているほか、学校や地域での防災教育にも引き続き積極的に取り組み、本年出水期前から運用が開始される新たな防災気象情報につきましても、住民への周知を徹底してまいります。また、昨年度から制度をスタートさせたジュニア防災リーダーの養成事業については、昨年度4人を養成し、既に防災講座で自主発表を行うなど、これまで防災教育の「受け手」であった中学生が「担い手」へと転換をいたしております。本年度もこの取組をさらに進め、様々な防災活動と連携していくことで、災害を「自分事」として捉える意識を醸成してまいります。

避難所環境の充実については、避難者のプライバシーの確保や、ペット同行避難訓練を継続的に実施することで、安心して過ごせる環境整備を進めてまいります。昨年12月に導入した移動式トイレカーにつきましては、避難所での設置訓練を実施するとともに、平時からの利活用を促進し、災害発生時に迅速に対応できる体制整備と衛生面での健康被害の防止に努め、誰もが安心して快適に利用できる避難所運営に取り組んでまいります。

「消防・救急体制の強化による安全・安心なまちづくり」につきましては、火災をはじめ年々激甚化する地震や台風、風水害などの自然災害から市民の生命・身体及び財産を守るため、消防施設や資機材、消防車両の計画的な整備・更新に努めてまいります。また、消防団員の確保に取り組むとともに、情報伝達の迅速化や部隊間の連携強化を図るため、出動指令システムの整備・拡充を進め、災害対応力の一層の向上を図ってまいります。さらに、災害活動に特化した機能別消防団員の確保にも努めてまいります。

住宅火災による被害や死傷者を減少させるため、住宅用火災警報器の普及をはじめとする防火対策を一層推進してまいります。また、近年の気象状況を踏まえ、林野火災の発生防止に向け、林野火災警報などを活用した注意喚起と予防啓発を関係機関と連携して推進し、市民の防災意識の啓発強化と地域全体の防災力向上に取り組んでまいります。

他方、高齢化に伴う疾病構造の変化により救急需要は年々増加していることから、救急救命士の養成を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、円滑な救急活動に努めてまいります。昨年4月から本格運用を開始したマイナ保険証を活用する「マイナ救急制度」により、必要な医療情報を正確かつ迅速に把握し救急活動の効率化を図るとともに、通常の119番通報に加え画像の送受信が可能な「映像通報119」を積極的に活用し、通報者への的確な口頭指導や適切な救急体制の構築を通じて、救命率の向上に努めてまいります。

「犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり」につきましては、還付金詐欺や架空料金請求詐欺などの特殊詐欺が依然として多発しており、本市においても被害が発生しております。こうした巧妙化・悪質化する詐欺や悪質商法から市民の財産と暮らしを守るため、村上警察署をはじめ関係機関と連携を一層強化し、地域ぐるみで被害防止対策を積極的に講じてまいります。

あわせて、防犯情報の発信や研修会・セミナーの開催、従来から実施している「ながらパトロール」の推進などにより、地域が一体となった防犯対策を強化し、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを目指してまいります。

交通安全対策につきましては、村上警察署や交通安全協会などと連携し、児童・生徒や高齢者を対象とした交通安全教育や啓発活動を積極的に展開し、地域全体での交通安全意識の醸成に努めてまいります。特に自転車の利用については、新潟県のヘルメット着用率が全国平均を大きく下回っている状況が続いていることを踏まえ、ヘルメット購入費の助成を継続するとともに、学校や地域団体と連携した広報・啓発活動により、ヘルメット着用の重要性を周知し、着用習慣の定着を図ってまいります。

「美しい自然環境の保全とエネルギー資源を活用したまちづくり」につきましては、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、「村上市脱炭素計画」に基づき、地域資源を最大限に活用した洋上風力発電や木質バイオマス発電の推進に取り組んでまいります。あわせて、電気自動車用充電設備の整備やEVバスの運行による次世代自動車の普及促進、公共施設における照明のLED化や太陽光発電の導入、地中熱の利活用など、再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策をさらに進めてまいります。

また、森林施業により創出されるJ-クレジットの販売収益を、造林事業による森林整備やゼロカーボンシティに向けた取組へ還元することで、CO₂吸収量の拡大を図ってまいります。さらに、環境フェスタや出前講座による普及啓発、クーリングシェルトや涼みどころによる夏季の熱中症対策、バイオマスごみ袋を活用した環境美化活動など、市民や企業・団体の皆様と連携した官民一体の取組を推進し、一丸となって持続可能な環境保全に取り組んでまいります。

「資源が循環し、快適で暮らしやすい生活環境づくり」につきましては、循環型の地域社会の実現を目指し、SDGsの理念を踏まえ、ごみの分別収集の徹底と5Rの推進により、ごみの減量化と資源化を一層進めてまいります。

「指定ごみシール方式」の導入については、実証実験の結果を検証し、導入の可否を検討してまいります。

公害の防止については、特に臭気に関する苦情が多い現状を踏まえ、臭気測定による監視体制を強化するとともに、関係機関と緊密に連携して対策を進めてまいります。

火葬場整備につきましては、新たな施設の建設を予定しており、事業手法については官民連携手法の導入も念頭に、必要な調査や検討を進めてまいります。

「水環境を守り続けるまちづくり」につきましては、将来にわたり安定したサービスを提供するため、市民生活に欠かせないライフラインである上下水道の適正かつ計画的な維持管理に努めてまいります。

水道事業では、重要管路の老朽管を優先的に更新し、安定した供給体制の確保に努めてまいりま

す。下水道事業では、新たに村上地域と朝日地域の農業集落排水施設の一部を朝日処理区へ統廃合し、処理区の集約化と運営効率の向上を着実に進めてまいります。また、市街地の浸水被害を緊急かつ効果的に軽減するため、「荒川水系緊急治水対策プロジェクト」で進めている荒川地域の雨水幹線整備事業を引き続き推進してまいります。

給水人口や水需要の減少という厳しい経営環境に対応し、適正な料金設定と安定した収入基盤の確保を図るため、本年6月に上下水道料金の改定を行い、経営の健全化に取り組んでまいります。

「安全で良好な水辺の整備・保全による環境づくり」につきましては、荒川水系や三面川水系など市内全域において、あらゆる関係者が協働で取り組む「流域治水」を引き続き推進してまいります。

また、荒川水系の烏川流域が「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定され、水害に強い地域づくりの実践に向けて「流域水害対策計画」が本年度、新潟県において策定される予定であり、これにより流域治水の実効性が一層高まるものと考えております。あわせて、新潟県により進められている1級河川烏川及び春木山大沢川の河川改修や、二線堤・輪中堤の早期完成、さらに普通河川赤坂川の整備を推進するとともに、県や関係機関と連携し、一層の治水対策の強化に努めてまいります。

「安全で快適な道路環境づくり」につきましては、日本海沿岸東北自動車道「朝日温海道路」は、新潟・山形・秋田を経て青森に至る地域の大動脈であり、経済振興や防災・国土強靱化に欠かせない重要な役割を担っております。現在、トンネル工事や改良工事が進んでおり、(仮称)9号トンネルや(仮称)小岩川第2トンネルを含む計5本のトンネルが貫通するなど、事業は着実に推移しております。高規格道路は全線が連結して初めて効果を最大限に発揮することから、今後も沿線自治体や各種建設促進同盟会と密に連携し、官民一体となって国に対し早期全線開通と部分供用の実現を強く要望してまいります。

さらに、道の駅朝日と朝日温海道路を結ぶ市道朝日まほろば線や、グリーンプロジェクト事業に関連する市道下相川日下4号線、市道運動公園線の整備を推進するとともに、道路橋梁などの老朽化対策を着実に進め、引き続き道路の利便性と安全性の向上に努めてまいります。

通学路の安全確保につきましては、学校や警察、道路管理者などで構成される「村上市通学路交通安全推進会議」において、それぞれの立場から危険箇所の把握や合同点検を実施し、現場状況を丁寧に確認してまいります。対策が必要な箇所については、計画的かつ円滑に改善が進むよう関係機関と連携し、児童生徒が安全かつ快適に登下校できる通学路の確保に努めてまいります。

「誰もが快適で自由に移動できるまちづくり」につきましては、年間約2万人の市民が利用する県立新発田病院への通院ニーズに対応するため、昨年10月、市内6か所から直通で運行する乗合タクシーの実証運行を開始をいたしました。

山北地域では、昨年12月から山北徳新会病院が保有する車両を活用し、医療機関としては県内初

となる公共ライドシェアを開始をいたしました。引き続き、利便性の高い公共交通を確保するとともに、地域医療を支援し、「安心して暮らせる地域」の実現に向けた取組を進めてまいります。

本年度においては、観光客の利便性向上と市内の回遊性拡大に資する二次交通の充実を図るため、市内観光を主眼とした路線バスの運行に加え、笹川流れ周辺を目的地とする乗合タクシーの休日運行を開始し、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築に努めてまいります。

また、令和4年8月の大雨による災害により不通となっているＪＲ米坂線につきましては、新潟・山形両県が中心となり関係機関と復旧に向けた協議を進めております。本市といたしましても、その進捗状況に合わせ、地域の交通環境を考慮した対応を図ってまいります。

「歴史と伝統を守りながら、快適に暮らせるまちづくり」につきましては、本年度からスタートする「第2期村上市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的な町並みの保全に努めるとともに、歴史的資源を生かしたまちづくりを進めてまいります。

村上駅周辺まちづくり事業では、駅周辺大規模跡地に係る周辺道路の整備を進めるほか、交流ゾーンの利活用や事業手法の具体化を図るため、市内事業者を中心とした官民連携の組織を設立し、大規模跡地の利活用イメージを可視化することで実効性のある事業展開を目指してまいります。

また、人口減少や高齢化社会に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、「村上市立地適正化計画」を策定し、都市機能の集約を進めるとともに、各地域の特性を生かしながら、村上らしいまちの形成を目指してまいります。

荒川地域の都市計画道路「南中央線」整備事業につきましては、新潟県が進める都市計画道路「東大通り線」の整備と連携しながら、早期に事業効果を発揮できるよう取り組んでまいります。

「安心と安らぎのある住み心地の良いまちづくり」につきましては、既存の公営住宅について、市民の安全と快適な生活を確保するため、定期点検や必要な修繕を計画的に実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

また、市営中川原住宅の建替え事業につきましては、本市の歴史的景観との調和に配慮しつつ、魅力的で良質な住環境を提供するため、本年度、建て替え工事に着手いたします。

社会的な課題となっている空き家対策につきましても、積極的に取り組んでまいります。昨年度には、適正な管理がなされていない空き家を対象に調査を実施いたしました。調査の結果、市民生活に悪影響を及ぼすおそれがあると判断された空き家については、所有者などに対する是正措置の通告や、住宅用地特例の解除などの措置を講じてまいります。あわせて、管理不全空き家の発生を抑制するため、解体費補助や解体後の固定資産税減免制度を継続し、市民の安全と生活環境の保全を図ってまいります。

あわせて、既存の空き家バンクの利用促進を図るとともに、空き家を借りたい方や貸したい所有者のニーズに対応するため、新潟県宅地建物取引業協会村上支部と連携し、賃貸物件情報をホームページやＳＮＳなどにより広く発信することで、移住定住及び空き家の利活用の促進を図ってまい

ります。

続きまして、基本目標３「魅力ある賑わいのまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「村上の食と地域を支える魅力ある農業づくり」についてであります。令和７年産の岩船米は、梅雨明け後の渇水や収穫期の集中豪雨にもかかわらず、生産者の徹底した栽培管理により、品質・収量ともに平年以上となり、米価の高騰と相まって農家の所得改善と営農意欲の向上につながりました。

他方、備蓄米の放出や全国的な豊作傾向などにより在庫が増加する見込みとなっており、今後の米価下落が懸念されております。本市といたしましては、需給見通しや市場情報を適時提供するとともに、酒米・加工用米・輸出用米への転換を促進し、需要に即した生産体制の構築を支援していくとともに、消費者や需要者とのタイアップによるＰＲや岩船米関連の「ふるさと応援寄附金」の増加に向けた取組など、新たな需要の掘り起こしに努めてまいります。また、岩船米のブランド力の維持・向上に向け、付加価値を高め、他産地との差別化を図るとともに、持続可能な農業の実現のため、有機農業の取組を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、昨年度、市街地への出没が多発したツキノワグマをはじめ、イノシシやニホンザルなどの被害が増加傾向にあります。より計画的かつ効果的な対策を進めるため、専門的知見を有する職員を配置して体制を強化し、地域や関係者の負担軽減に努めてまいります。また、捕獲や被害防止に不可欠なハンターなどの担い手確保に向けた支援策の拡充も図ってまいります。

農業農村整備につきましては、朝日地域で進めているほ場整備事業において、長津地区で面工事が始まり、千縄地区でも本年度から整備事業に着手する予定であります。圃場の大区画化を契機に、ＩＣＴやＡＩを活用した大型機械の導入を進めるとともに、自動給水装置や地下かんがいシステム、さらには農業アプリなどのスマート農業技術の導入を推進してまいります。また、農地の集積・集約化により農作業の効率化と生産性向上を図り、農業者の所得向上につなげてまいります。

「豊かな森林を守り育てる林業づくり」につきましては、本市は全国有数の豊富な森林資源を有しており、本市の総面積の８５．２％を占める森林は良質な木材の供給源であるとともに、土砂災害の防止や水源の涵養、生物多様性の保全、さらには地球温暖化の防止に寄与する多面的な機能を備え、安全で安心な暮らしを支える重要な地域資源であります。

他方、多くの民有林が利用の適期を迎えており、計画的な伐採や再造林、安定した木材供給体制の構築が喫緊の課題となっております。森林環境譲与税を効果的に活用し、間伐や再造林といった森林整備を計画的に進めるとともに、生産性向上とコスト低減を図るため、高性能林業機械やＩＣＴなどの先端技術を導入したスマート林業の普及及び支援に取り組んでまいります。

また、森林資源の適切な循環利用はゼロカーボンシティの実現においても重要であることから、

市産材を用いた住宅や公共施設での木材利用を促進するとともに、本年着工予定の木質バイオマス発電所の燃料となる未利用材の安定供給に向け、関係機関と連携を強化し、地域一体となった木材の地産地消と脱炭素化を推進し、森林資源の循環ネットワークの構築に努めてまいります。

「豊かな水産資源を活かした魅力ある水産業づくり」につきましては、本市は三面川や荒川をはじめとする内水面と、日本海からの恵みを受けた多様で豊かな水産資源に恵まれております。特に、白皇鮭、越後本ズワイ、新潟ノドグロ「美宝」、岩ガキなどは高く評価されており、新潟県を代表する水産ブランドとしてその維持・向上に努めるとともに、これらの資源を生かして魅力的で持続可能な水産業の構築に取り組んでまいります。

水産資源の保護や漁業経営の安定化については、稚魚放流事業の継続や、漁船備品などの設備投資に伴う利子補給などの支援を引き続き行ってまいります。また、安全で効率的な操業環境を確保するため、桑川漁港や瀬波船だまりにおいてしゅんせつを実施し、漁港などの機能の維持・改善に努めてまいります。

本市の象徴である「鮭」につきましては、近年の海洋環境の変化などにより令和5年以降捕獲数が大幅に減少しており、サケ資源を取り巻く状況は極めて厳しいものとなっております。サケが持続可能な水産資源であるために、また、鮭文化を次世代へ継承していくためには、安定した個体群の確保が不可欠であり、自然産卵や人工ふ化事業に加え、養殖事業に取り組む必要があることから、市内の3つの内水面漁協や大学などの研究機関と連携し、養殖技術の確立に取り組んでまいります。

「地域に根差した商工業により、活気あふれるまちづくり」につきましては、長引く燃料や資材価格の高騰、賃金の引上げに伴う人件費の上昇などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。また、経営者の高齢化により事業継続が困難な事業者も見受けられます。

このような状況を踏まえ、昨年度実施した「村上市内事業者実態調査」の結果を踏まえ、商工団体や金融機関などの支援機関と連携を一層強化し、市内事業者の事業継続と市内経済の活性化に資する施策を着実に講じるとともに、プレミアム商品券の発行により、さらなる経済振興を図ってまいります。さらに、事業承継支援や人材確保、販路開拓など、実態に即した支援を実施してまいります。また、新潟県宅地建物取引業協会村上支部と連携し、空き店舗の情報をホームページなどで広く発信することで、空き店舗の利活用促進を図ってまいります。

さらに、令和11年に商業運転の開始が予定されている「村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業」については、関係機関と連携を強化するとともに、地域活性化起業人制度を活用し、外部専門家の知見を取り入れながら、市内事業者が参入できる機会を確実に創出するための取組を積極的に進めてまいります。

村上木彫堆朱や羽越しな布といった伝統的工芸品につきましては、職人の高齢化が進み技術継承が課題となっております。新たな担い手確保策として、地域おこし協力隊の導入を進めてまいります。また、伝統的工芸品を有し、「北前船日本遺産」に認定されている自治体との連携を強化し、

伝統産業の振興と継承に努めるとともに、本年度新潟県で開催される「北前船寄港地フォーラム」において、本市の伝統的工芸品のさらなるPRに取り組んでまいります。

「地域の魅力を磨き、活かしたおもてなしのまちづくり」につきましては、昨年度開催された「2025年日本国際博覧会」に合わせ、関西圏でのPR活動を強化してまいりました。会期中には、塩引き鮭のおにぎりや村上茶などを提供し、その味わいだけではなく、村上の文化や魅力を国内外に広く印象づける貴重な機会になったと考えております。また、昨年12月のユネスコ無形文化遺産への「村上祭の屋台行事」の追加登録を受け、本市の魅力を全国に向けてPRするとともに、ホームページなどの多言語案内の充実やSNSによる情報発信の強化に取り組み、増加が続くインバウンド需要の取り込みにも注力してまいります。

ふるさと村上応援寄附金の返礼品を通じて、本市の優れた特産品を広くPRし、多くの方々に訪れていただくきっかけをつくり、観光振興につなげてまいります。

観光客が快適に滞在できるよう、計画的な観光施設の整備と活用促進にも努めてまいります。とりわけ、令和9年のリニューアルオープンを目指す道の駅朝日については、道路利用者を対象とする施設にとどまらず、「新潟と東北を結ぶゲートウェイ」として観光・産業・地域間交流に加え、防災や子育て支援など多面的に地域活力を生み出す拠点となるよう、国と連携しながら着実に事業を進めてまいります。

さらに、日本海の夕日を望む瀬波温泉には、観光資源を発信し、体験できる新たな拠点として瀬波温泉地域活性化施設を整備し、地域のにぎわいづくりを進めてまいります。観光地として発展するためには、訪れる方々を温かく迎えるおもてなしが重要であり、観光関係者のみならず市民の皆様の御協力もいただきながら、地域全体で魅力ある観光地づくりを推進してまいります。

「物と人の交流が生まれ、賑わいあふれる港づくり」につきましては、岩船港は圏域の物流拠点であると同時に、粟島浦村の生活基盤を支える重要な役割を担っており、港を活用したイベントの開催などを通じて地域振興にも寄与するなど、多面的な機能を担っております。

「村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業」においては、岩船港がオペレーションアンドメンテナンスの拠点として活用されることで、産業の活性化や雇用創出などの波及効果が期待されております。また、市産材を含む木材が外航船によって輸出されており、本市の林業の課題である輸送コストの削減や木材の需給機会の拡大に大きく寄与しているものと捉えております。

引き続き、岩船港が圏域の産業発展と地域振興に貢献できるよう、国や県、関係団体と連携して取組を進め、交流人口の拡大やにぎわいの創出に努めてまいります。

「誰もが働きやすく、やりがいを持って活躍できるまちづくり」につきましては、高校生をはじめとする新規学卒者の減少に伴い、市内事業者への就職者数が年々減少している状況を踏まえ、地元企業への就職につながるガイダンスの開催や、企業でのインターンシップの受入れ促進に一層取り組んでまいります。

企業DXの推進については、企業の生産性向上や業務効率化を図るため、市内事業者の先行事例を共有する企業間研修などの機会を設け、DX化への理解と機運の醸成を図るとともに、働き方改革の推進や人材定着にもつなげてまいります。また、昨年8月に設立された「村上市複業協同組合なりわいネット」と連携し、マルチワークなどの多様な働き方による人材不足の解消や、関係機関と協働した雇用創出にも取り組んでまいります。

働くことに困難を抱える若者やその家族への支援につきましては、下越地域若者サポートステーションをはじめとする関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めるとともに、職業体験や実践的な訓練の機会を提供し、職業的自立へとつなげてまいります。あわせて、家族への支援や就労後の定着支援も含め、包括的な支援を強化してまいります。

続きまして、基本目標4「人が輝く郷育のまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「子どもたちを育む学校教育の充実したまちづくり」についてであります。昨年度に学習用端末を更新し、市内の全ての児童・生徒が最新の学習環境で学べる体制を整えました。今後は、新しい端末を効果的に活用し、さらなる「個別最適な学び」と「協働的な学び」の推進に取り組んでまいります。

不登校対策につきましては、校内教育支援センター支援員を中心に、相談体制の充実ときめ細かな支援を図り、不登校の児童・生徒やその保護者が悩みを抱えて孤立することがないように努めてまいります。また、スクールサポートスタッフや学校運営支援員の配置も引き続き実施し、教師が子供たちに全力で向き合える環境づくりを進めてまいります。

中学校部活動の地域展開につきましては、本年度から「認定地域クラブ活動」として実施いたします。運動部は平日・休日の全ての部活動を地域に移行し、文化部については休日を中心に地域展開を進めてまいります。また、平日の放課後には学習や体験活動を含む「アフタースクール活動」を実施し、「認定地域クラブ活動」に参加しない生徒にも学びや居場所を確保するなど、多様な活動機会の創出に取り組んでまいります。

学校給食費につきましては、昨年度から実施しております無償化を本年度も継続いたします。地域の食材を使用した栄養バランスの取れた食事の機会を全ての児童・生徒に保障することで、子供の健やかな成長を支えるとともに、子育て支援や少子化対策を通じて将来的な地域の活力維持にもつなげてまいります。

学校統合につきましては、「第2次村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針」に基づき、これまで13校について統廃合の検討を進めてまいりました。今後は令和9年度に小学校2校を1校に統合し、令和10年度には中学校4校を2校に統合する予定としており、保護者や地域の皆様、学校と十分に協議を重ねながら、施設面や運営面の具体的な整備を着実に進めてまいります。

また、本年度で計画の最終年度となる「第3次村上市教育基本計画」の成果や課題を踏まえ、次

期計画を策定し、本市が目指す「郷育のまち・村上」のさらなる推進に向け取り組んでまいります。

「生涯を通じた学びと成果が活かせるまちづくり」につきましては、市民の学びの場と機会をさらに充実させるため、各種講座などの動画をアーカイブ化し、誰もがいつでもどこでも学ぶことができる閲覧環境の整備に努めてまいります。あわせて、学習意欲を高めるため、学んだ成果を発表できる場を設けてまいります。

図書館では、子供たちが豊かな知識や感性を育むことができるよう、小・中学校と連携し、小学校での読み聞かせや、移動図書館による図書貸出しの拡充、中学生の職場体験の受入れなどを推進し、読書活動を積極的に支援してまいります。また、「図書館アプリ」の活用を広げ、子供から高齢者までが親しみやすく、利用しやすい図書館環境の整備に努めてまいります。

「文化芸術に親しみ、歴史・文化財を守りつないでいくまちづくり」につきましては、昨年12月、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」に追加登録された「村上祭の屋台行事」を、世界に認められた大切な伝統文化として次世代に継承していくため、村上まつり保存会との連携体制を一層強化してまいります。

また、本市には日本遺産に認定された北前船関連の構成文化財をはじめ、長い歴史の中で受け継がれてきた多様な歴史文化資源が数多く存在しております。地域に根づくこれらの歴史文化に市民が親しみ、確実に後世へ引き継ぐため、保存・利活用・普及啓発に関する施策を一層推進するとともに、地域団体や教育機関、関係機関と連携して取り組んでまいります。

「誰もがスポーツに親しみ、アスリートが育つまちづくり」につきましては、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様な参加に加え、「集まる」「つながる」といった機会を通じて、より多くの方がスポーツに親しみ、その楽しさや感動を分かち合えるよう、総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ団体と連携し、スポーツ環境の充実に取り組んでまいります。

また、「村上市スポーツ施設整備計画」が本年度で計画期間が終了することから、これまでの実績を検証した上で、第3期計画を策定し、生涯にわたりスポーツを楽しめる環境整備を進めてまいります。

ブルボンスケートパーク村上につきましては、充実したスケートボードの育成環境を維持・拡充し、子供たちの夢を応援するとともに、アスリートの育成支援を行ってまいります。近年は海外のナショナルチームなどの継続的な合宿受入れもあり、今後も市内小中学校とのスポーツを通じた国際交流の機会を創出してまいります。

大会誘致につきましては、関係団体と緊密に連携し、各種大会の誘致に努めるとともに、スポーツツーリズムを通じた地域活性化に取り組んでまいります。加えて、ネーミングライツパートナーである株式会社ブルボンと連携し、ブルボンスケートパーク村上の利用促進に資する取組を進めてまいります。

さらに、「全国スケートボード施設連絡協議会」では、全国の構成自治体と連携し、スケートボ

ードの普及・発展及び次世代アスリートの育成に向けた取組を引き続き推進してまいります。

続きまして、基本目標５「多様性が広がるまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」についてであります。一人一人の人権が尊重され、心豊かに暮らせる社会の実現を目指し、これまで「第２次村上市人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権講演会などの啓発事業を進めてまいりました。本年度で計画期間が終了することから、昨年度実施した人権に関する市民意識調査の結果を踏まえ、第３次計画の策定を進めてまいります。

インターネットやＳＮＳによる誹謗中傷など、深刻化する人権侵害に対しては、法務局や各種人権団体と連携し、引き続きネット上の誹謗中傷投稿に対する削除要請を行うとともに、人権尊重の意識啓発に取り組んでまいります。

男女共同参画につきましては、性別にかかわらず誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指し、「第３次村上市男女共同参画計画」に基づき、セミナーの開催などの取組を進めてまいりました。本年度は男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、有識者で構成する「村上市男女共同参画審議会」において調査結果を分析し、その内容を第４次計画に反映してまいります。

また、市内の事業所における外国人人材の活用拡大と中長期に滞在する外国人住民の増加を踏まえ、生活の安定と行政サービスの適切な利用を促進するため、関係団体と連携し、日本語教育の推進に努めてまいります。さらに、国際理解を深め、外国人住民の社会参画を促すため、多文化交流の場を創出してまいります。

「市民が主役となり自ら活動するまちづくり」につきましては、各地域まちづくり組織に集落支援員を配置したことにより、地域課題の掘り起こしや地域に密着した活動が行われております。今後も、地域住民が主体となって地域を盛り上げ、課題解決に向けた自主的な取組を継続できるよう支援してまいります。

また、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用して専門家を招聘し、その知見を地域に還元するとともに、「村上市複業協同組合なりわいネット」との連携や、奨学金返還支援補助金の対象者を拡充するなど、Ｕ・Ｉターン者の移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に資する具体的な施策を実施してまいります。

「市の情報が広く伝えられ、市民の声が届くまちづくり」につきましては、市報やＳＮＳ、村上情報ナビなど多様な媒体を連携させることで、自分に合った受け取り方を選べる環境を整えてまいります。あわせて、読みやすさの向上や障害のある方への配慮を徹底し、多様なニーズに応じた情報提供を進めてまいります。

災害時や緊急時には、情報発信を一元化し、迅速かつ正確な情報伝達に努めてまいります。平時には、動画やライブ配信、ショート動画など、多様なデジタルコンテンツを戦略的に活用し、閲覧

意欲を高める表現や配信形式を工夫して情報の質を向上させてまいります。

さらに、地域活性化起業人制度による外部の専門人材を活用し、市外に向けた本市のPRを一層強化してまいります。

「デジタル技術を活用した利便性の高いまちづくり」につきましては、自治体DXを推進し、組織と職員のデジタル能力を高め、DX人材を育成することで、行政運営の効率化・迅速化と柔軟な運営を実現してまいりました。引き続きさらなる効率化・迅速化を図り、行政コストの削減にも努めてまいります。

地域DXにつきましては、行政手続のオンライン化をさらに拡大するとともに、窓口業務の負担軽減や公金収納におけるキャッシュレス決済の活用を促進してまいります。また、専用アプリによるデジタルサービスを通じて、市民の利便性向上を図ってまいります。

あわせて、昨年6月に着任した地域おこし協力隊が地域に寄り添って展開しているデジタルディバイド対策を継続・強化し、高齢者やデジタル利用が困難な方への支援を充実させ、「スマートむらかみ」の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

「効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり」につきましては、医療・福祉・介護などの社会保障関係経費が増大しているほか、物価の高騰が財政運営に大きな影響を及ぼしております。加えて、令和4年8月3日から大雨災害に関連する復旧事業の起債償還が本年度から本格化するため、義務的経費の大幅な増加が見込まれております。

他方、市税や普通交付税をはじめとする一般財源は、経費上昇分に見合うだけの増加が見込めない状況であり、「財政健全化集中取組期間」の最終年となる本年度も、これまで取り組んできた公有財産売却におけるインターネットオークションの活用や、本年7月からの使用料・減免基準の見直しなどの歳入確保策を多角的に展開するとともに、開館日・開館時間の見直しや除排雪作業の効率化など、事務・事業の抜本的な見直しを通じて経費の節減を徹底してまいります。

あわせて、公共施設マネジメントプログラムに基づく施設の適正化を着実に進め、本市が「持続するまち」であり続けるよう行財政改革を推進し、安定した財政基盤の確立に努めてまいります。

組織・職員改革につきましては、「村上市定員管理計画」に基づき、行政需要の変化に即応できる組織体制とするほか、職員の採用手法や採用試験の実施時期の随時見直しにより、本市が求める人材の確保に努めてまいります。

また、ライフスタイルや働き方に対する価値観の多様化に対応しながら、職員のウェルビーイングを高め、やりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつなげてまいります。

以上が、私の市政運営に当たっての所信と令和8年度の主な事業概要であります。

私たちは今、まさに変革の時代に直面しております。人口減少や少子高齢化が加速する社会情勢に加え、物価の高騰や激甚化・頻発化する自然災害への備え、さらにはDXの進展といった多岐にわたる課題が複雑に絡み合い、市政運営に求められる役割はますます多様化し、高度化しております。

す。

こうした中、本年度は「第3次村上市総合計画」の最終年度に当たり、これまで進めてきた取組の総仕上げの年となります。私といたしましても、様々な取組が着実に成果を積み重ねてきていると感じておりますが、これまでの成果と課題を徹底的に総括し、社会変動に対応した新たな総合計画を策定してまいります。

次期総合計画の策定に当たっては、地域資源を最大限に活用するとともに、持続可能な行財政基盤を確立し、未来へと持続する村上市を築いてまいる所存であります。特に若い世代が夢を持ち、安心して働き、子育てできる地域社会の実現を目指してまいります。

「あふれる笑顔のまち村上」の実現に向け、未来を見据えた挑戦を恐れず、変化を前向きに捉えながら、着実に取組を進めてまいる所存でありますので、市民の皆様及び議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 御苦労さまでございました。

以上で令和8年度村上市施政方針を終わります。

昼食休憩のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時11分 休 憩

午後 1時20分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11 議第10号 令和8年度村上市一般会計予算

議第11号 令和8年度村上市土地取得特別会計予算

議第12号 令和8年度村上市国民健康保険特別会計予算

議第13号 令和8年度村上市後期高齢者医療特別会計予算

議第14号 令和8年度村上市介護保険特別会計予算

議第15号 令和8年度村上市上水道事業会計予算

議第16号 令和8年度村上市簡易水道事業会計予算

議第17号 令和8年度村上市下水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第10号から議第17号までの8議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第10号から議第17号までの8議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも令和８年度の村上市各会計予算案についてであります。財政健全化の取組を進めながらも、第３次村上市総合計画をはじめとした各種計画の理念や目標を踏まえた施策を展開し、本市の目指す将来像「あふれる笑顔のまち村上」の実現に向けた予算編成を行ったところであります。

令和８年度当初予算案の規模といたしましては、一般会計は410億7,000万円、特別会計は４会計で154億2,772万8,000円、企業会計は３会計で121億3,671万9,000円、全会計の合計では686億3,444万7,000円となります。

予算案の主な内容につきまして、会計ごとに順次申し上げます。初めに、議第10号は村上市一般会計の予算案であります。予算の総額は410億7,000万円で、前年度当初予算と比較するとプラス3.8%、15億1,000万円の増額となります。増額の主な要因といたしましては、普通建設事業費で道の駅朝日拡充事業、瀬波温泉地域活性化施設整備事業、市営中川原住宅建替え事業などの大型事業が重なり、前年度比プラス19.7%、10億2,898万3,000円の増額となりました。また、公債費では、令和４年８月豪雨の起債償還が本格化することから、前年度比プラス10.6%、３億8,156万1,000円の増額となっており、補助費等では、厚生連村上総合病院への補助金の増などにより、前年度比プラス13.6%、３億3,861万5,000円の増額となっているところであります。

第２条では継続費を、第３条では債務負担行為を、第４条では地方債の起債の目的及び限度額等を、第５条では一時借入金の借入れ最高額を30億円と定めたところであります。

それでは、予算の概要から主なものを前年度と比較して申し上げます。歳入では、第１款市税で個人市民税の増などによりプラス1.8%、65億5,195万9,000円を見込みました。第２款地方譲与税から第10款地方特例交付金までは、総務省が発表する地方財政の見通しなどを参考に算定し、第11款地方交付税では、普通交付税で公債費に係る交付税算入の増などを、特別交付税では算入対象事業費の増などを見込み、合わせてプラス2.1%、146億6,800万円を計上いたしました。第15款国庫支出金では、朝日道の駅拡充事業に係る地域未来交付金などの増によりプラス19.1%、49億1,452万2,000円を、第16款県支出金では、林業・木材産業循環成長対策事業交付金などの増によりプラス18%、26億9,816万7,000円を見込み、第18款寄附金では、ふるさと納税寄附金などの増によりプラス21.1%、８億6,120万4,000円を計上いたしました。第19款繰入金では、基金繰入金で財政調整基金から９億6,000万円、減債基金から２億6,000万円を繰り入れることとしており、マイナス27.6%、18億9,927万2,000円を計上いたしました。第21款諸収入では、プレミアム商品券販売収入などの増によりプラス2.5%、10億8,041万3,000円を、第22款市債では、道の駅整備事業債などの増によりプラス6.4%、44億5,210万円を計上いたしました。

次に、歳出では、第２款総務費で37億8,016万2,000円、庁舎情報システム管理経費などの減によりマイナス2.2%、8,590万9,000円の減額とし、第３款民生費では113億5,684万5,000円、統合保育園整備事業経費や子育て支援拠点施設経費などの減によりマイナス3.5%、４億1,102万9,000円の

減額としております。第４款衛生費では33億2,824万6,000円、旧ごみ処理場解体事業経費などの減によりマイナス3.8%、１億3,083万9,000円の減額とし、第６款農林水産業費では31億8,690万3,000円、地域林業活性化事業経費や三面川加工漁業施設経費などの増によりプラス33.7%、８億243万3,000円の増額としております。第７款商工費では20億3,470万3,000円、観光諸施設経費などの増によりプラス7.1%、１億3,472万7,000円の増額とし、第８款土木費では60億4,432万8,000円、道の駅朝日拡充事業経費や市営中川原住宅建替え事業経費などの増によりプラス19.9%、10億438万4,000円の増額としております。第９款消防費では19億1,206万5,000円、非常備消防施設経費などの増によりプラス6.7%、１億2,008万9,000円の増額とし、第10款教育費では41億9,607万7,000円、GIGAスクール推進事業経費や中学校施設改修経費などの減によりマイナス9.7%、４億4,834万4,000円の減額としております。第11款災害復旧費では５億2,485万6,000円、公共土木施設災害復旧費などの増によりプラス12.2%、5,725万5,000円の増額とし、第12款公債費で39億3,956万4,000円、起債償還元金などの増によりプラス10.7%、３億8,156万1,000円の増額、第13款諸支出金では４億5,829万1,000円、ふるさと応援基金積立金などの増によりプラス21.8%、8,202万9,000円の増額としております。

続きまして、特別会計の予算案について申し上げます。議第11号は、村上市土地取得特別会計の予算案であります。予算の総額は２億3,972万8,000円とし、前年度比４億3,450万2,000円の減額であります。

歳入では、第１款財産収入で土地売却収入などで１億1,972万6,000円を、第３款繰入金では土地開発基金繰入金で１億2,000万円それぞれ計上いたしました。

歳出では、第２款諸支出金で他会計繰出金などで２億3,972万6,000円を計上いたしました。

次に、議第12号は村上市国民健康保険特別会計の予算案であります。予算の総額は55億5,000万円とし、前年度比プラス0.7%、4,000万円の増額であります。

歳入では、第１款国民健康保険税で８億5,496万円を、第５款県支出金で保険給付費等交付金42億4,524万2,000円を、第７款繰入金では一般会計繰入金などで４億3,198万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第１款総務費で総務管理費などで9,212万6,000円を、第２款保険給付費では一般被保険者療養給付費などで41億5,488万9,000円を、第３款国民健康保険事業費納付金では医療給付費分などで11億7,856万3,000円を、第４款保健事業費では保健事業経費１億723万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第13号は村上市後期高齢者医療特別会計の予算案であります。予算の総額は11億4,800万円とし、前年度比プラス20.0%、１億9,100万円の増額であります。

歳入では、第１款後期高齢者医療保険料で８億3,135万5,000円を、第３款繰入金で一般会計繰入金３億102万5,000円を、第５款諸収入では県後期高齢者医療制度特別対策補助金などで1,556万

9,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で2,321万9,000円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で10億9,956万2,000円を、第3款保健事業費では保健事業経費2,351万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第14号は村上市介護保険特別会計の予算案であります。予算の総額は84億9,000万円とし、前年度比マイナス2.0%、1億7,300万円の減額であります。

歳入では、第1款保険料で介護保険料15億2,187万6,000円を、第2款分担金及び負担金では給食サービス事業負担金などで1,108万3,000円を、第4款国庫支出金では介護給付費負担金などで20億3,957万7,000円を、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金などで22億478万3,000円を、第6款県支出金では介護給付費県負担金などで12億1,327万4,000円を、第8款繰入金では一般会計繰入金などで14億9,300万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で認定調査経費などで2億618万5,000円を、第2款保険給付費では施設介護サービス給付費などで80億3万8,000円を、第3款地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業費などで2億112万6,000円を、第4款保健福祉事業費では高齢者紙おむつ購入費助成事業経費などで4,761万6,000円をそれぞれ計上をいたしました。

続きまして、企業会計の予算案について申し上げます。議第15号は、村上市上水道事業会計の予算案についてであります。業務の予定量は、給水戸数2万586戸、年間総給水量537万5,489立方メートルを予定をいたしております。

収益的収支予算では、事業収益を12億3,460万円とし、事業費用を11億9,040万円とし、利益は4,420万円を予定をいたしております。

資本的収支予算では、資本的収入を6億1,639万2,000円、資本的支出を11億626万7,000円としており、主な事業といたしましては、主要幹線の老朽管を優先的に更新し、災害時の重要なライフラインの機能強化を実施いたします。収支差引き不足額4億8,987万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、議第16号は村上市簡易水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、給水戸数3,805戸、年間総給水量は81万8,490立方メートルを予定をいたしております。

収益的収支予算では、事業収益及び事業費用を同額の3億4,820万円としております。

資本的収支予算では、資本的収入を4億1,750万8,000円、資本的支出を5億5,371万2,000円としており、主な事業といたしましては、山北地域における老朽管更新工事や遠方監視装置の更新工事を継続して実施をいたします。収支差引き不足額1億3,620万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

最後に、議第17号は村上市下水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、接続戸数1万8,325戸、年間有収水量506万7,197立方メートルを予定をいたしております。

収益的収支予算では、事業収益及び事業費用を同額の30億6,000万円といたしております。

資本的収支予算では、資本的収入を38億1,204万7,000円、資本的支出を50億7,814万円としており、主な事業といたしましては、新たに村上地域と朝日地域の各農業集落排水施設の一部を朝日処理区へ統廃合する事業を追加するとともに、荒川地域の雨水幹線整備工事を引き続き実施をいたします。収支差引き不足額12億6,609万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

以上、令和8年度の村上市各会計の予算案につきまして一括して御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で議第10号から議第17号までの提案理由の説明を終わります。

令和8年度村上市施政方針及び議第10号から議第17号までの令和8年度一般会計予算及び各特別会計事業会計予算の質疑は、明日の代表質問で行います。

日程第12 議第18号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について

議第19号 粟島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について

議第20号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定について

議第21号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について

議第22号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について

議第23号 村上市文化財保存活用地域計画協議会条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第18号から議第23号までの6議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第18号から議第23号までの6議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第18号及び議第19号は、いずれも定住自立圏形成協定の変更締結について、村上市議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の御議決を求めるものであります。議第18号は関川村との定住自立圏形成協定の変更締結についてであり、これまで村上市急患診療所が行ってきた平日夜間の診療が令和8年4月1日から厚生連村上総合病院へ移転することに伴い、診療所の名称が変更となるため、協定の変更を行うものであります。

次に、議第19号は粟島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結についてであり、自治体情報システムの標準化により粟島浦村との戸籍システムの共同利用が終了することから、協定の変更を行うものであります。

次に、議第20号は、村上市過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支

援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の御議決を求めるものであります。本案につきましては、現在の村上市過疎地域持続的発展計画が令和7年度末に計画期間を終えることから、令和8年度から令和12年度を計画期間として新たな計画を策定し、引き続き過疎対策事業について国の支援を受けようとするものであります。

次に、議第21号及び議第22号は、いずれも村上市辺地に係る総合整備計画の変更についてであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により準用する同条第1項の規定により、議会の御議決を求めるものであります。議第21号は小岩内辺地の計画についてであり、工事計画に変更が生じたことから事業費が増額することに伴い、計画を変更しようとするものであります。

次に、議第22号は高根辺地の計画についてであり、令和4年度から令和7年度までの計画期間としてきたところを1年間延長し、令和8年度までの5年間に変更しようとするものであります。

次に、議第23号は、村上市文化財保存活用地域計画協議会条例制定についてであります。本案は、文化財保護法に基づき策定した村上市文化財保存活用地域計画が令和7年12月に文化庁長官の認定を受けたことから、同法第183条の9第1項の規定に基づき、村上市文化財保存活用地域計画協議会を設置するため、必要な事項を定めるものであります。なお、本案の制定をもって、村上市文化財保存活用地域計画策定協議会条例につきましては廃止となります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号から議第23号までの6議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第13 議第24号 村上市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定について

議第25号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第26号 村上市選挙公報発行条例の一部を改正する条例制定について

議第27号 村上市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第24号から議第27号までの4議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第24号から議第27号までの4議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第24号から議第26号までの3議案は、いずれも村上市選挙管理委員会から同委員会の決定内容に基づき条例を制定及び改正されたい旨の依頼があったことから、このたび御提案するものであります。議第24号は、村上市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定についてであります。村上市選挙における投票区・投票所の見直し計画に基づき、投票所の統廃合を実施したことから、ポスター掲示場の設置基準数が減少したことに伴い、市長選挙においても国・県選挙と同様の設置方法とすることとして、これまでの任意制から準義務制へ変更するものであります。

次に、議第25号は、村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、国の選挙に係る公営単価が引き上げられたことに伴い、市の選挙においても国に準拠して引上げを行うものであります。

次に、議第26号は村上市選挙公報発行条例の一部を改正する条例制定についてであり、市議会議員及び市長の選挙における選挙公報の発行において、候補者からの原稿用紙による公報原稿の提出に加え、USBメモリー等によるデジタルデータでの提出を可能とするよう、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第27号は、村上市行政手続条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法に規定する公示送達の方法について、インターネットへの掲出やコンピューター画面への表示による閲覧方法が加えられたことに伴い、条例に所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 議第24号の選挙のポスターの件なのですが、これ新旧のを見ると、下の下線引かれているところに、その文言だけが変わるということで、いわゆる選挙の掲示板のポスターに、今は全部ポスターに証紙を貼って出しますよね。入っていますよね、みんな。その証紙も貼らなくてもいいという考え方なのですか。

○議長（三田敏秋君） 選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（前川龍也君） おっしゃるとおりであります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） そうすれば、聞きます。当初、市町村合併前の選挙用ポスターございますよね。ポスターのときには、掲示板にだけポスターを貼ってくださいよと。それ以外のところはポスターは貼らなくてもいいですよと。貼られませんよと。その代わり、ポスターは掲示板に貼る場所だけにしか貼れないので、証紙は配付はしておりませんでした。ところが、合併してから、もうここにいらっしゃる議員さんほとんどそうですけれども、合併してからは、あなたは2番ですよ、あなたは8番ですよというのを選挙管理委員会がいわゆる抽せんに行った人に申合せで出して、その後、その方が証紙をもらって、そしていわゆる選挙の事務所に来てその証紙をみんなで貼って、5番なら5番、7番は7番なんていう証紙を貼ってからポスターを貼りに出るようになりました、市町村合併後は。その作業が要らなくなるという見解でよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（前川龍也君） 今回の改正に伴いまして、その作業は不要となります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第24号から議第27号までの4議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第14 議第28号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第29号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第30号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第31号 村上市職員等の旅費に関する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第28号から議第31号までの4議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第28号から議第31号までの4議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第28号は、村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

制定についてであります。本年、令和８年２月３日に開催されました村上市特別職報酬等審議会からの答申に基づき、令和８年４月１日からの市議会議員の報酬月額を引き上げようとするものであります。改正後の報酬月額は、議長で38万2,500円、副議長で31万4,300円、議員で29万800円となります。

次に、議第29号は、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましても、村上市特別職報酬等審議会からの答申に基づき、令和８年４月１日からの市長、副市長、教育長の給料月額を引き上げようとするものであります。改正後の給料月額は、市長で82万4,500円、副市長で63万2,800円、教育長で56万1,800円となります。

次に、議第30号は、村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、令和７年度の人事院並びに新潟県人事委員会の勧告に基づき、令和８年４月１日からの職員の通勤手当について改定するものであり、自動車などによる通勤手当の上限をこれまでの80キロメートル以上から100キロメートル以上とし、80キロメートル以上の距離区分については、5万9,000円を超えない範囲で新たな区分を設けるものであります。なお、改正後の距離区分に応じた額は、国及び新潟県の改正に準じて規則で定めることといたしております。

次に、議第31号は、村上市職員等の旅費に関する条例制定についてであります。本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準じ、職員等の公務のための旅行に際して支給される旅費について、社会情勢に対応しつつ、より実態に即した旅費の支給とするため、条例を改正するものであります。主な改正内容は、格安な旅行パック商品を活用するための包括宿泊費の新設や、日額旅費を廃止し、宿泊を伴う旅行時の諸経費に充てる費用として宿泊手当を新設したこと、クレジットカードや旅行代理店を通した支払いに対応したことなどであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号から議第31号までの４議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

-
- 日程第１５ 議第３２号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
議第３３号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第３４号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議第３５号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負変更契約の締結について

議第36号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第32号から議第36号までの5議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第32号から議第36号までの5議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第32号は、村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、第2次村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針に基づき統合を予定する村上第一中学校と村上東中学校及び岩船中学校と神林中学校につきまして、それぞれの統合推進委員会において統合後の学校の名称及び位置について御承認を得たことに伴い、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第33号は、村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、災害弔慰金等の支給等に関する法律の一部改正により、災害弔慰金を支給する遺族の順位について明確化するため、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第34号は、村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、昨年、令和7年11月12日付の総務省消防庁通知により、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことにより、簡易サウナ設備の設備基準が定められたことなどに伴い、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第35号は、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負変更契約の締結につきまして、村上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の御議決を求めるものであります。本工事につきましては、令和6年10月21日の第4回臨時会において御議決をいただき、工事に着手してきたところでありますが、武道場棟の外壁改修や屋根改修工事において追加工事に伴う設計変更により、変更契約の締結を行うものであります。主な変更内容といたしましては、武道場棟の外壁補修及び塗装、屋根の防水塗装工事の設計変更による増額であり、契約金額を7,107万3,200円増額し、5億4,039万8,100円に変更することとして、加藤組・横井組特定共同企業体と令和7年12月22日に仮契約を締結をいたしましたものであります。

次に、議第36号は、市有財産の譲与につきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の御議決を求めるものであります。本案は、岩沢区で管理している土地のうち、登記上の名義が大字岩沢となっている104筆について、認可地縁団体である岩沢区の名義とするため、昭和22年政令第15号、いわゆるポツダム政令の規定により、一旦村上市名義とした後、譲与するほか、

誤って所有者が朝日村となっている土地1筆について、併せて岩沢区へ譲与するものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　議第32号の中学校の名称の件なのですが、村上の中学校は村上中学校、合併して、統合して中学校と、これはよろしいと思うのですが、荒川中学校は荒川に荒川中学校でも、これもよろしいとは思いますが、よろしいというか、穂波中学校、これ岩船中学校と神林の中学校が統合されてということになるのでしょうかけれども、私は「岩船」という文字というか言葉は、前に高速道路のインターのときも「岩船」という名前を用いてくれ、それで「岩船港神林インター」という文字で要望して、そのようになったという経緯もありますし、また「岩船」という名前がこのたび日本遺産にもなっているし、そういうふう考えたときに、恐らく、そうはいいながらも、協議会で決まった話なので、どうにもこうにもならないとは思いますが、何かそのようなことで「岩船」という名前を残すような、その協議会の中でのいわゆる行政側のアドバイスとか、あるいはそのようなことが協議会の中で語られたのかという部分について教えてもらいたいのですが。

○議長（三田敏秋君）　学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君）　統合推進委員会の協議の中でもおっしゃるようなそういう意見というのはありました。「岩船」という名称の歴史的な背景、あとは神林地域も含めて広い地域を指す地名なのだというような意見が出ました。一方で、保護者の委員からは、子供たちは新しい学校の名前にわくわく感を持っていて、自分たちが今決めようとしているのは地域の名前ではなくて、子供たちが通う新たな学校の名前を決めようとしているのではないですかというような、そのような意見もありました。委員会の協議の中で校名の候補を絞っていったのですが、その中で岩船中学校という名称も候補には残ったのですが、最終的に穂波中学校という形に決まりました。

○議長（三田敏秋君）　姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　子供たちが云々、新しい名前というのも分からぬでもないのですが、やっぱり学校というのは歴史的な背景もございます。岩船中学校にしてくれということではないのです。

「岩船」という名前を残すというか、例えば岩船神林中学校とか神林岩船中学校、どちらでも結構なのですが、やっぱり今岩船祭とかも日本遺産にもなっているし、そうやって考えてみると、そこに通うのが岩船地域に住んでいる子供たちもそこに通うわけですから、私は非常にもったいないというか、穂波の里というのはあそこに、道の駅にも穂波の里というのもございます、それで。だから、私は、もし統合されるときには、そういった歴史的な背景とか、そういったところもやっぱり行政側のほうからも少しちょっとアドバイスできるような環境というのは必要なだろうなとは思いますが、今決まったものをここで、ではこれに反対か、賛成かだけの話なので、どう

にもならないのでしょうかけれども、その辺も含めて今後ちょっと、いろんな意味で統合が今度繰り返されていくので、少し考えてもらいたいなと、こういうふうに思いますが、教育長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 校名決定については、旧校名を使うのか、岩船、神林、それから今議員が言われたように合体するような、岩船神林とか、神林岩船とか、そのような校名にするのか、全く新たな校名にするのか、その３つの選択肢の中で慎重に話し合われました。その結果、穂波小学校という、「穂」という文字で田園地帯、神林地域の様子をイメージする言葉、「波」ということで海沿い、海岸のほうをイメージする言葉、それが最適なのではないかということで穂波中学校になりました。そういう中で、確かに議員御指摘のとおり「岩船」という言葉は非常に重みのある言葉だと思いますし、地域全体を、単に岩船エリアだけを指すのではなく、岩船郡とも呼ばれておりましたので、広い岩船エリアを指す言葉だとも思っております。そういうこともありますので、これから、今新たな校歌の作詞募集とかもしておりますが、そういう中でもし「岩船」という言葉が入る余地があるようでしたら、考えていってもよろしいのではないかなと思っております。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第32号から議第36号までの５議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第１６ 議第３７号 村上市と粟島浦村との間の戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止について

議第３８号 村上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

議第３９号 村上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

議第４０号 村上市乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第37号から議第40号までの４議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第37号から議第40号までの４議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第37号は、村上市と栗島浦村との間の戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止についてであります。これまで栗島浦村の戸籍事務につきましては本市に設置されている戸籍システムのコンピューターサーバーを共同利用する方式としていたところではありますが、各自治体のシステム標準化に伴い、戸籍システムがクラウド化へ移行するため、事務の委託を廃止するものであります。

次に、議第38号は、村上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてであります。本案は、生後六月から満3歳未満の保育園などに通園していない子供を保護者が就労条件を問わずに柔軟に利用できる制度として、本年、令和8年4月1日からスタートする乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の実施に当たり、事業所の認可に必要な設備や職員の配置、運営などに関する基準を国に準じて定めるものであります。

次に、議第39号は、村上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてであります。本案は、議第38号と同様に、乳児等通園支援事業において公費給付を受ける事業所として実施、運営するための基準を国に準じて定めるものであります。

次に、議第40号は、村上市乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例制定についてであります。本案は、村上市立保育園において実施する乳児等通園支援事業における利用者負担金に関し必要な事項を定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第37号から議第40号までの4議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第17 議第41号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議第42号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議第43号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定について

議第44号 村上市児童館条例を廃止する条例制定について

議第45号 生きがいデイサービスセンター山北ほたるの家条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議第41号から議第45号までの5議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第41号から議第45号までの5議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第41号は、村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、村上市国民健康保険加入世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険税の世帯別平等割額を現行の2分の1まで引き下げることとし、条例に所要の改正を行うものであります。また、国民健康保険に加入している未就学児につきましては、現在、子育て支援の観点から、国の制度により当該被保険者に係る均等割額について5割軽減の措置がなされているところではありますが、子育て支援としてさらなる拡充を図ることとして、18歳以下の被保険者均等割額を本市独自の全額免除とすることとして条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第42号は、村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。本市介護保険事業につきましては、村上市介護保険事業計画により、計画期間中の要介護者数の推移や介護サービスの給付量などを推計し、計画期間における事業量を算出の上、介護保険料の基準額を定めているところではありますが、令和6年度から令和8年度までの第9期計画において、介護サービスの見込み量と現時点までの給付量に大きな乖離が発生している状況にあることから、計画期間内ではありますが、第9期計画を変更し、令和8年度の介護サービス見込み量を下方修正したことに伴い、介護保険料基準額を改定したことから、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第43号は、村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、自殺対策基本法が改正され、新たに学校の責務規定が加えられたことに伴い、関係する条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第44号は、村上市児童館条例を廃止する条例制定についてであります。本案は、市内の4つの児童館の機能を子育て支援センターへ集約することに伴い、令和7年度末をもって児童館を廃止し、あわせて関係する条例を改正するため、条例を制定するものであります。

次に、議第45号は、生きがいデイサービスセンター山北ほたるの家条例を廃止する条例制定についてであります。本施設につきましては、旧山北町が昭和43年9月に中継へき地保育所として開設をいたしました。平成12年3月末に保育所を閉園、その後は介護予防事業の実施を目的として生きがいデイサービスセンターとして開設し、平成18年度からは中継集落を指定管理者として施設を運営してまいりましたが、近年は介護予防事業での利用が少なく、公共施設マネジメントプログラムに基づき、このたび集落との合意を得て、指定管理期間を満了する令和7年度末をもって当該施設を廃止することとしたものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 議第43号の自殺関係なのですが、村上市内ではどのぐらいの自殺者がいらっしゃいますか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 令和6年の統計となりますけれども、令和6年の自殺者数につきましては、15名となっております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 15名ということで、そのうち18歳未満という、いわゆる子供という位置づけになりますが、どのぐらいいらっしゃいますか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 令和6年に関しましては、報告では19歳以下ということで報告が上がってくるのですけれども、19歳以下はゼロ名となっております。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第41号から議第45号までの5議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第18 議第46号 市道路線の認定について

議第47号 神林有機資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定について

議第48号 村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

議第49号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について

議第50号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第18、議第46号から議第50号までの5議案を一括して議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第46号から議第50号までの5議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第46号は、市道路線の認定についてであります。寄附の申込みを受けた羽黒町地内の道路1路線につきまして、市道として管理するため、新たに認定するものであります。

次に、議第47号は、神林有機資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。公の施設の適切な運営と維持管理を行うため、現在の維持管理費用と受益者負担の適正化を図り、施設の利用形態及びニーズに合わせた運営とするため、施設の利用時間、使用料などについて見直しを行うものであります。主な改正内容は、施設の管理及び利用状況に合わせて事業時間及び休業日を見直したほか、基本方針に基づき、施設使用料について見直ししたことによるものであります。

次に、議第48号は、村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、新潟県漁港管理条例の改正により、令和8年4月1日から漁港の利用料、占有料及び土砂採取料が改定されることに伴い、利用料等を県に準じた額に改定するため、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第49号は、村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の改正により、令和8年4月1日から生産物採取料が改定されることに伴い、生産物採取料を県に準じた額に改定するため、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第50号は、村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、新潟県河川法施行条例の改正により、令和8年4月1日から土砂採取料が改定されることに伴い、土砂採取料を県に準じた額に改定するため、条例に所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第46号から議第50号までの5議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第19 議第51号 村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制定について

議第52号 朝日有機センター条例を廃止する条例制定について

議第53号 道の駅「朝日」（地域振興施設）電気設備工事の工事請負契約の締結について

議第54号 道の駅「朝日」（地域振興施設）機械設備工事の工事請負契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第19、議第51号から議第54号までの4議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第51号から議第54号までの4議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第51号及び議第52号は、いずれも公共施設マネジメントプログラムに基づき施設を廃止しようとするものであります。議第51号は、村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制定についてであります。村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」につきましては、施設の老朽化などを踏まえ、今後の運営について検討した結果、令和7年度をもって施設を廃止することとし、このたび地元集落や関係団体から御理解をいただいたことから、条例を廃止するものであります。

次に、議第52号は、朝日有機センター条例を廃止する条例制定についてであります。当該施設は、これまで有機資源の再利用と地域農業の振興を目的に運営してきたところであります。公共施設マネジメントプログラムの取組の中で今後の施設運営について検討した結果、神林有機資源リサイクルセンターに機能を集約することとし、このたび調整が整ったことから、条例を廃止するものであります。

次に、議第53号及び議第54号は、いずれも道の駅「朝日」（地域振興施設）の工事に関する請負契約の締結につきまして、村上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の御議決を求めるものであります。議第53号は、道の駅「朝日」（地域振興施設）電気設備工事の工事請負契約の締結についてであります。本工事は、道の駅朝日のリニューアルに当たり、新たに建設する地域振興施設の電気設備工事を行おうとするものであり、入札に当たりましては、令和8年1月28日に2つの共同企業体による一般競争入札を執行し、大田電気・吉村電工特定共同企業体と2億460万円で仮契約を締結いたしましたものであります。

次に、議第54号は、道の駅「朝日」（地域振興施設）機械設備工事の工事請負契約の締結についてであります。本工事は、議第53号と同様に、道の駅朝日のリニューアルに当たり、新たに建設する地域振興施設における空調、衛生、給排水、換気などの機械設備工事を行おうとするものであり、入札に当たりましては、令和8年1月28日に3つの共同企業体による一般競争入札を執行し、旭電工・サクマ特定共同企業体と4億700万円で仮契約を締結いたしましたものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） それでは、議第51号 村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制定についてということで、交流の館「八幡」を3月いっぱい廃止するという条例なのですけれども、心配するのは、毎年、最近大分減りましたが、年間3,500人からの宿泊客が

いらっしゃるところなので、廃止した後、その宿泊客はどうするのかというのが非常に心配です。代替措置の一つとして、ゆり花会館の改築の予算の計上、8年度予算に計上されているようですけれども、そのゆり花会館の改修工事の内容についての工期ですとか、どんな改修をするのかということをお聞かせいただければなと思いますが、お願いします。

○議長（三田敏秋君） 山北支所長。

○山北支所長（大滝きくみ君） ゆり花会館の改修につきましては、ゆり花会館の中にあります和室の……

○議長（三田敏秋君） マイク。

○山北支所長（大滝きくみ君） ゆり花会館の和室の部屋を改修する予定であります。こちらにつきましては、4月上旬から設計の委託を行いまして、そして防火対策の入札、あと防火対策工事を進めていきますけれども、それでゆり花会館の工事費につきましては、主に耐火壁の新設工事、そして附帯工事ということと、ゆり花会館の今ある施設を利活用するというような形で進めていく予定であります。

〔「工期をちょっと」と呼ぶ者あり〕

○山北支所長（大滝きくみ君） 工期は、予算が確定しましたら、4月上旬から早々に測量の設計委託を行います。それにつきましては、約1か月半くらいかかる予定です。そして、それから入札ということになりますので、6月上旬を予定しております。そして、入札、防火対策工事については、業者の方からの御意見で約3か月かかるだろうということで、おおむね8月末くらいまで工事を終了させたいというふうに考えておりますけれども、また設計等の内容によっては若干その辺変わってくるかと思っておりますけれども、9月、検査等入って、なるべく9月の中旬、下旬から運用できるように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 恐らく合宿向けなのです。内容的には、和室の間仕切りをするわけではないので、ふすまを開ければみんな素通しになってしまうので、なかなか夫婦とか家族で行く、泊まる施設としては厳しいのかなというふうに思うのですけれども、それはまた別のところでお聞きするとして、あとは、できてからの運営体制というのはどこか委託を考えているのか、それとも直営で考えているのか、その辺と人数的なことも、職員体制ももし分かればお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 山北支所長。

○山北支所長（大滝きくみ君） 現在、ゆり花会館については社会福祉協議会が指定管理を受けているわけですが、今後宿泊施設として動かす場合には、どのような課題、そしてゆり花会館が今、高齢者の福祉施設、集会室というような位置づけがありますので、そこを宿泊施設として使う場合のすみ分けというところを今社会福祉協議会と協議しているところです。そして、今どういう業務が発生するかということも整理しているところですので、直営、そして業務委託、いろ

んな方面で今検討しているところであります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） それでは、最後の質問になりますが、この間八幡のほうにもちょっと聞いたのですが、毎年来ていた大学のゼミが、今年度は断るといえるのか、ほかのところに行くという話も既に出ているようですけれども、3月31日までは今の運営体制でいいのですけれども、4月1日になるともう八幡はなくなってしまうので、例えば今まで夏合宿に来ている人とか、観光で来ている人とかからも問合せも来るのかなというふうに思うのですけれども、物が無いので、それはもうどうしようもないといえますか、どうしてみようもない。今までのリピーターさんから連絡があったときに、何かどこかに受けて、ここの民宿に行ってくれとか、ここの旅館を使ってくれとか、そういうことでもできればいいと思うのですけれども、そういう体制みたいなものは何か、支所長に聞くのも申し訳ないのですけれども、もし分かれば。

○議長（三田敏秋君） 山北支所長。

○山北支所長（大滝きくみ君） 先ほど工程のほうも説明させていただきましたが、繁忙期の7月、8月の開設は今のところは難しいというふうに考えています。その対応策としてなのですが、八幡の4月から6月の受入れについては大体250人から300人、月ですけれども、1日の平均にすると約10人くらいということなので、そちらのほうにつきましては、今まで民宿の関係者の方等と話し合いとかも進めてきていまして、もし受入れが可能であれば受入れをしていただきたいということと、7月、8月、合宿等につきましては、当初のとおり体験は山北地区で行っていただいて、そして宿泊の部分は、例えば朝日のほんわ館とか、瀬波の瀬波温泉とかということで、体験は山北で、そして宿泊については山北地域以外のところで、オール村上でちょっとかかりたいというふうに思っておりますので、そちらのほうは宿泊メニューもちょっとこちらのほうで提案できるように今準備を進めているところです。

○5番（上村正朗君） 了解しました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号から議第54号までの4議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第20 議第55号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第16号）

○議長（三田敏秋君） 日程第20、議第55号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第55号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和7年度村上市一般会計補正予算（第16号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億6,240万円を追加し、予算の規模を452億5,230万円にしようとするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

補正の主な内容といたしましては、国の補正予算に伴う事業費や指定管理料などを追加したほか、事業費の確定による減額調整を行いました。また、普通交付税で前倒し交付となった臨時財政対策債償還費を減債基金へ積み立てるとともに、財政調整基金については、繰入金を減額した上で受け入れた寄附金を次年度以降に活用するため、積立てを行うものであります。

歳入におきましては、第1款市税で個人市民税1億円を、第11款地方交付税で普通交付税1億4,567万円をそれぞれ追加し、第15款国庫支出金では社会資本整備総合交付金などで3,457万5,000円を減額いたしました。第16款県支出金では、農地農業用施設災害復旧事業費補助金などで2億2,508万4,000円を、第17款財産収入で基金利子収入1,364万1,000円を、第18款寄附金で教育費寄附金1億5,000万円をそれぞれ追加し、第19款繰入金では財政調整基金繰入金などで6億3,920万円を減額いたしました。第20款繰越金で前年度繰越金1億9,038万円を、第22款市債では農業農村整備事業債などで2億1,140万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第3款民生費で後期高齢者医療広域連合負担金などで1,830万円を減額し、第6款農林水産業費では有機センター経費などで3億8,959万円を、第7款商工費では観光振興一般経費などで1,285万1,000円をそれぞれ追加をいたしました。第8款土木費では村上駅周辺まちづくり事業経費などで1億4,906万7,000円を、第10款教育費ではGIGAスクール推進事業経費などで1億195万7,000円をそれぞれ減額し、第13款諸支出金では財政調整基金積立金などで2億2,931万9,000円を追加しようとするものであります。

第2条、繰越明許費の補正は、地域介護・福祉空間整備事業経費など23事業を翌年度に繰り越して使用することができる経費として追加するもので、第3条、債務負担行為の補正は、シロザケ養殖研究等委託料を追加しようとするものであります。

また、第4条、地方債の補正は、社会福祉債などの限度額を変更しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第55号については、令和7年度一般会計予算付託表のとおり、

会議規則の規定によって一般会計予算決算常任委員会に付託をいたします。

日程第 2 1 議第 5 6 号 令和 7 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（三田敏秋君） 日程第21、議第56号 令和 7 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第56号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和 7 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ380万1,000円を減額し、予算の規模を 6 億7,042万9,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第 1 款財産収入で土地売払収入などで380万1,000円を、歳出におきましては、第 2 款諸支出金で土地開発基金償還金で380万1,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第56号については、令和 7 年度特別会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 2 2 議第 5 7 号 令和 7 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議第 5 8 号 令和 7 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議第 5 9 号 令和 7 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（三田敏秋君） 日程第22、議第57号から議第59号までの 3 議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第57号から議第59号までの 3 議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第57号は、令和 7 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであ

ります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ500万円を減額し、予算の規模を55億9,270万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第6款財産収入で国民健康保険事業財政調整基金運用収入96万7,000円を追加し、第7款繰入金では出産育児一時金等繰入金400万円を、第9款諸収入では一般被保険者延滞金及び過料196万7,000円をそれぞれ減額をいたしました。

歳出におきましては、第2款保険給付費で出産育児一時金600万円を減額し、第5款基金積立金で国民健康保険事業財政調整基金利子積立金96万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、議第58号は、令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,250万円を追加し、予算の規模を9億7,340万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第1款後期高齢者医療保険料で特別徴収保険料など3,250万円を、歳出におきましては、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で県後期高齢者医療広域連合納付金3,250万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

最後に、議第59号は、令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ260万円を追加し、予算の規模を88億3,810万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第7款財産収入で介護保険給付等準備基金運用収入263万9,000円を、歳出におきましては、第5款基金積立金で介護保険給付等準備基金利子積立金260万9,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第57号から議第59号までの3議案については、令和7年度特別会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第23 議第60号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第23、議第60号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第60号につきまして、提案理由の御説明を

申し上げます。

本案は、令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出における支出、営業外費用において消費税及び地方消費税の予算不足として1,100万円を追加し、総額を11億8,993万5,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第60号については、令和7年度特別会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、明日は午前10時から代表質問を行いますので、定刻までに御参集ください。

皆様には、長時間大変御苦労さまでございました。

午後　2時37分　散　会